

# — 資料編 —



## 目次

1. 前計画における施策の実施状況.....	1
2. 環境に関する意識調査結果（抜粋） .....	3
2.1 調査について.....	3
2.1.1 市民アンケート .....	3
2.1.2 事業所アンケート.....	10
3. ごみ処理行政の動向 .....	14
4. 生活排水処理行政の動向 .....	26
5. ごみ処理に係る二酸化炭素排出量の算出方法 .....	30
6. ごみ発生量の将来推計方法.....	32



# 1. 前計画における施策の実施状況

前計画における施策の実施状況を表 1-1 に示します。

表 1-1 前計画における施策の実施状況

	基本方針	取組み・施策	施策概要	実施状況	実施概要	
ごみ処理基本計画	減量化の推進	広報・普及活動	市報「ひがしまつしま」による啓発等	・市報の更なる活用によりごみ減量化の重要性を啓発、自主的な取組みを促進	○	市報に担当課のスペース「環境ライフ」を設けて市民に広報を行っている。ごみ減量化に関するものの掲載回数は平成27年度に3回、平成26年度に2回である。
			勉強会（出前講座・説明会）の開催	・地区や小・中学校での勉強会（出前講座・説明会）の開催回数を増加	○	平成20年度に石巻広域クリーンセンターで「可燃ごみ非常事態宣言」が発令されたことから構成市町で地区を対象とした可燃ごみ減量化啓発を展開した。また、出前講座や小学校の施設見学受入れを継続している。
			環境衛生推進員活動の充実	・環境衛生推進活動を充実させ、市民をサポート	○	推進委員全体会議の開催や窓口、電話での相談で活動をサポートしている。
			情報ネットワークの構築	・インターネットでの情報提供や市民同士の情報交換を促進	○	市HPにごみ収集日やごみの出し方を掲載している。
		家庭系ごみ減量活動	3Rの推進	・買い物袋の持参や簡易包装等、ごみの減量化やリサイクルに配慮した消費者行動を促進	○	市HPにレジ袋削減を掲載している。
			生ごみ減量化の促進	・水切りの徹底を要請し、生ごみ堆肥化機の拡大を促進 ・公共施設において電動生ごみ処理機の導入を検討	△	市報や説明会を開催しての啓発活動を実施した。生ごみ処理容器補助金制度はH20年度で打ち切りとなった。
		事業系ごみ減量活動	自己処理の推進	・事業系ごみの減量化やリサイクルの推進を指導・助言	×	未実施である。
			事業者の指導・協力	・簡易包装や店頭回収等、事業者に排出抑制やリサイクルへ協力するよう指導・要請	×	未実施である。
			ゼロ・エミッションの推進	・「ゼロ・エミッション構想」など、資源循環の仕組みづくりを事業者と協働して推進	×	未実施である。
		有料化導入の検討	粗大ごみ処理手数料の導入	・粗大ごみの有料化導入を実施	○	平成19年から粗大ごみの有料化を実施している。
	再資源化の推進	分別方法の周知徹底	分別意識の向上	・パンフレットやインターネットでの情報提供や環境衛生推進委員と連携した普及啓発への取組みを推進	×	未実施である。
			資源化の促進	・生ごみ処理器等による堆肥化の作り方や利用方法に関して情報交換や技術指導について検討を行う ・紙資源の再資源化を普及啓発	○	紙資源は雑がみを分類し回収を開始している。
			転入者等への啓発	・転入者へ市役所窓口での指導や環境衛生推進委員を通じた分別徹底の指導を実施	○	市役所窓口で転入者にパンフレット「ごみの出し方」を配布している。また必要に応じて、環境衛生推進委員が分別徹底の指導を行っている。
		新たな資源化物の分別	プラスチック製容器包装類の分別	・収集体制や啓発方法等、分別収集の早期実現へ向けた検討を行う	○	平成20年から収集を開始し、民間企業に資源化を委託している。
事業系ごみの資源物の分別			・資源の有効利用及び可燃ごみの減量化を図る	×	事業系資源ごみ（事業系一般廃棄物）は自らの責任において有効利用することとしている。	
資源化物回収の推進		集団資源回収の推進	・集団資源回収の支援を実施 ・集団資源回収を地域コミュニケーションや環境教育の場として活用することを検討	○	子供会など市民団体が実施する集団回収に資源回収奨励金を交付している。	
	廃食用油の拠点回収の拡大	・旧矢本町地区でも廃食用油を実施し、回収拠点の増設とリサイクルを推進	○	旧矢本町地区を含めた市内6箇所に回収拠点を設置している。		

表 1-1 前計画における施策の実施状況

	基本方針	取組み・施策	施策概要	実施状況	実施概要	
ごみ処理基本計画	適正処理の推進	収集運搬体制の構築	効率的な収集運搬体制の確立	・分別品目の拡大やごみ量の増減に対応可能な収集運搬体制を整備 ・リサイクルステーションの集約を検討	○	収集運搬体制は確立済である。リサイクルステーションの集約は、集合住宅の増加に伴い増加傾向のため進まない。
			地域との協力体制の強化	・環境衛生推進委員を通じて現状を把握し、地域との協力体制を強化	○	環境衛生推進委員を核として、市民と行政の協力体制は構築されている。
		中間処理体制の構築	リサイクルプラザの整備	・粗大ごみの破砕分別施設とリサイクルセンター施設を併せた施設（新リサイクルセンター）の建設を検討	×	未実施である。
			リサイクルセンターの適正な維持管理	・処理困難物等が混入しないよう、チェック体制を強化するとともに、施設点検体制の充実を図り、円滑な処理体制を継続	○	搬入物の確認や施設点検体制の充実を図り、円滑な処理体制を確立している。
		最終処分体制の構築	最終処分場の適正な維持管理	・適正な維持管理による周辺環境への影響を防止するとともに、減量化・資源化の推進による最終処分場の延命を図る	○	法に基づく適正な維持管理を励行。市民の分別協力により処分場の延命化が図られている。
生活排水処理基本計画	東松島市流域関連下水道計画の整備促進	東松島市流域関連下水道事業の計画的な整備促進	・平成28年度までに生活排水処理構想図に示す区域を整備 ・整備完了区域での速やかな水洗化を促進	○	年次計画による下水道整備を行っている。	
		公共下水道への接続促進		○	ホームページ及び市報に下水道のあらましを掲載し、接続を促進している。	
	集落排水施設への接続促進	集落排水未接続世帯に対する啓発の促進	・集落排水施設未接続世帯に対する啓発の促進	×	未実施である。	
	合併処理浄化槽の設置促進	合併浄化槽設置補助の継続実施	・合併処理浄化槽の設置に対する補助事業の継続 ・啓発の促進による合併処理浄化槽の設置促進	○	公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集落排水事業区域外及びコミュニティプラザ区域外において、合併浄化槽設置補助を行っている。	
		補助制度の普及啓発及び設置の促進		○	ホームページ掲載により普及啓発及び設置の促進を行っている。	
	収集運搬体制の構築	排出状況に応じた収集運搬体制の構築	・排出状況の変化に対応した効率的な収集・運搬体制を構築	×	し尿及び浄化槽汚泥とも許可業者による収集運搬を行っている。	
	中間処理・最終処分の適正な処理	石巻広域西部衛生センターでの適正処理の実施	・し尿及び浄化槽汚泥の中間処理を石巻広域西部衛生センターで実施 ・適正な最終処分の実施による周辺環境への影響防止	○	発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量を石巻広域西部衛生センターで適正に中間処理を実施している。	
		最終処分場で適正な埋立処理の実施		○	東松島一般廃棄物最終処分場において適正に埋立処分を実施している。	
	水環境に対する意識の向上	学校における環境教育の内容充実	・小中学校での環境教育の推進 ・勉強会や講習会等によって市民の水環境に対する意識を向上	○	下水道のポスター等のコンクールの実施している。	
		水環境に関する講習会、イベント等の開催		○	下水道デーを開催している。	
家庭で出来る発生源対策の促進	家庭における発生源対策の情報提供	・各家庭において発生源対策を行うよう、市民の自主的な活動を促進	○	市報及びチラシなどの配布している。		

## 2. 環境に関する意識調査結果（抜粋）

### 2.1 調査について

東松島市第2次環境基本計画（平成29年3月）（以下、「環境基本計画」という。）の策定に際し、市民や事業者の環境保全に対する考え方や環境に関する取組み状況等について、環境に関する意識調査を実施しました。本調査は、市民や事業者の意向や要望等を把握し、参考資料とするために実施したもので、ここではごみに関連する項目を抜粋し、示します。

#### 2.1.1 市民アンケート

##### (1) 調査概要

###### 1) 調査対象及び調査方法等

- ① 標本数 : 1,200人
- ② 抽出方法 : 無作為抽出
- ③ 調査方法 : 郵送による配付、回収
- ④ 調査時期 : 平成28年4月1日～4月28日

###### 2) 回収結果

- ① 回収数 : 522人
- ② 回収率 : 43.5%

##### (2) 調査結果

###### 1) これからの身近な環境の重要性

どの項目においても「重要性がある（重要+やや重要）」の回答が70%以上となっており、「⑥ごみに分別・収集・マナーなどの改善」の項目では、59%（522人中308人）の市民が「重要」と回答しています。

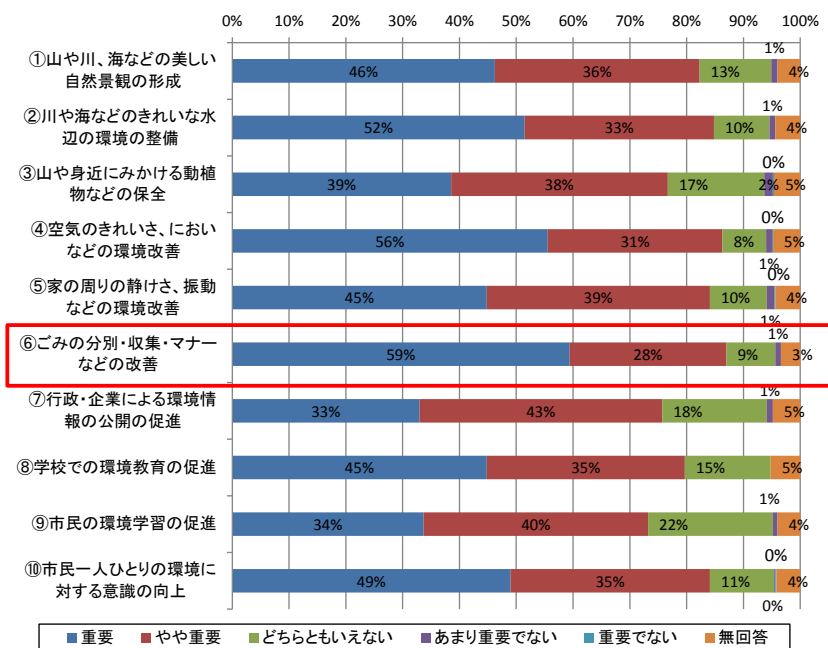


図 2-1 「これからの身近な環境の重要性」についての回答結果

## 2) 行政への期待

23%（522人中120人）の市民が、「7 ごみの減量化やリサイクルの推進」について、行政に「期待している」と回答しています。

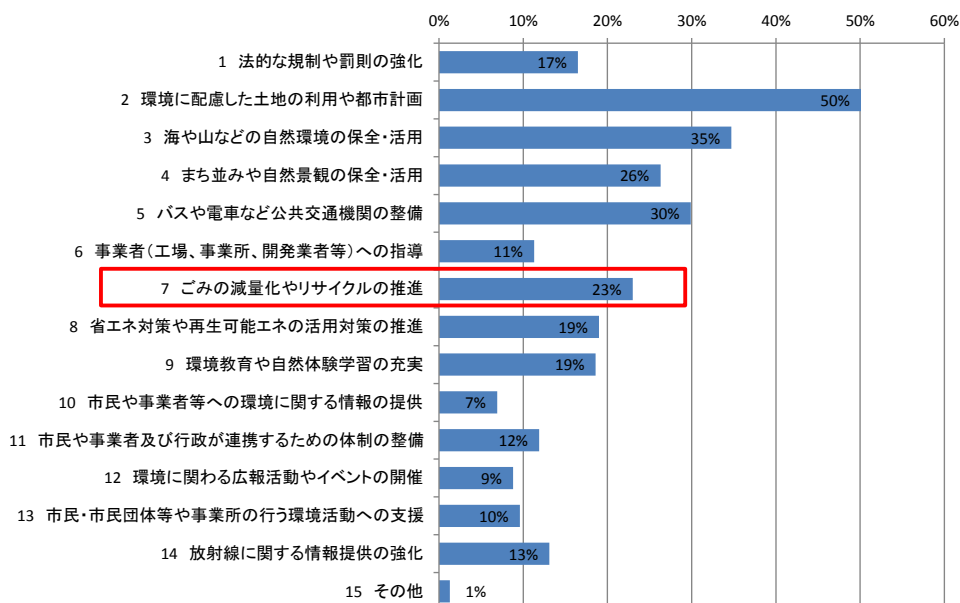


図 2-2 「行政への期待」についての回答結果

## 3) 事業者への期待

事業者への期待では、「1 廃棄物の減量化、リサイクル及び適正な処理」の回答が最も多く、全体の47%を占めています。また、「3 環境に影響の少ない原料や再生資源の利用」に34%、「4 環境に優しい製品などの開発普及」に19%、「11 商品の積極的な修理の受入れや回収」に21%の市民が「期待している」と回答しています。

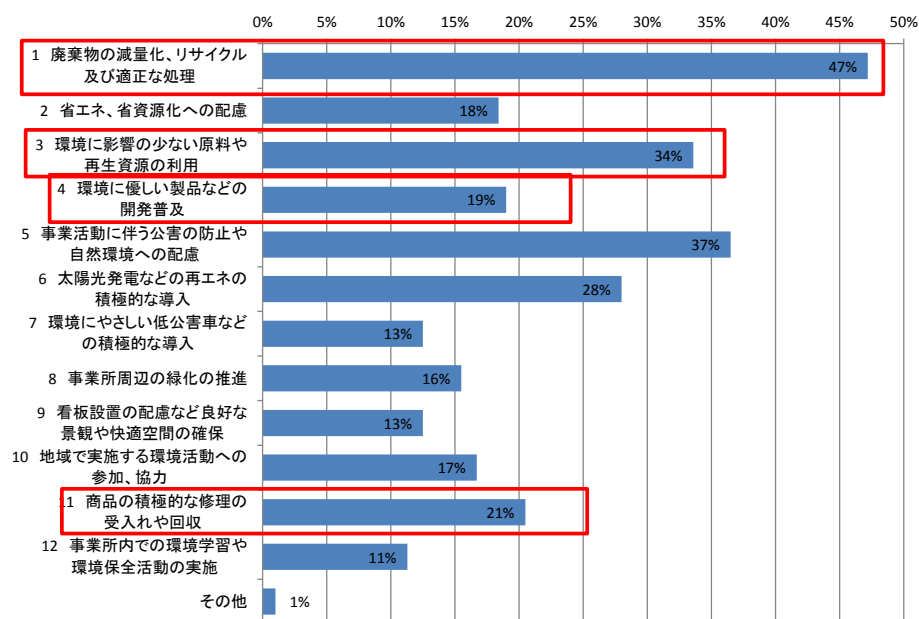


図 2-3 「事業者への期待」についての回答結果



#### 4) ごみに関する取組状況

ごみに関する取組状況は、「7 詰め替え品を利用している」、「9 容器包装（プラ）の分別を行っている」、「10 雑紙の分別を行っている」、「14 ごみ出しルールを知っている」について「積極的に実行」の回答が 50%以上を占めています。

一方、「11 廃食用油（天ぷら油等）の回収を利用している」、「15 生ごみはコンポストなどで堆肥化している」について、「実行している（積極的に実行+概ね実行+ある程度実行）」の回答は 20%台で、他の項目と比較すると取組みに遅れが見られます。

表 2-1 「ごみに関する取組状況について」の回答結果

回答	回答率が高い項目
実行している （積極的に実行+概ね実行+ある程度実行）	2 レジ袋の削減（マイバッグの利用等）、過剰包装を断ること等に努めている（92%） 7 詰め替え品を利用している（92%） 10 雑紙の分別を行っている（89%） 14 ごみ出しルールを知っている（95%）
積極的に実行	7 詰め替え品を利用している（53%） 9 容器包装（プラ）の分別を行っている（53%） 10 雑紙の分別を行っている（56%） 14 ごみ出しルールを知っている（63%）
実行していない （あまり実行していない+全く実行していない）	6 フリーマーケット、寄付、オークションを利用している（60%） 11 廃食用油（天ぷら油等）の回収を利用している（65%） 15 生ごみはコンポストなどで堆肥化している（71%）
全く実行していない	11 廃食用油（天ぷら油等）の回収を利用している（36%） 15 生ごみはコンポストなどで堆肥化している（54%）

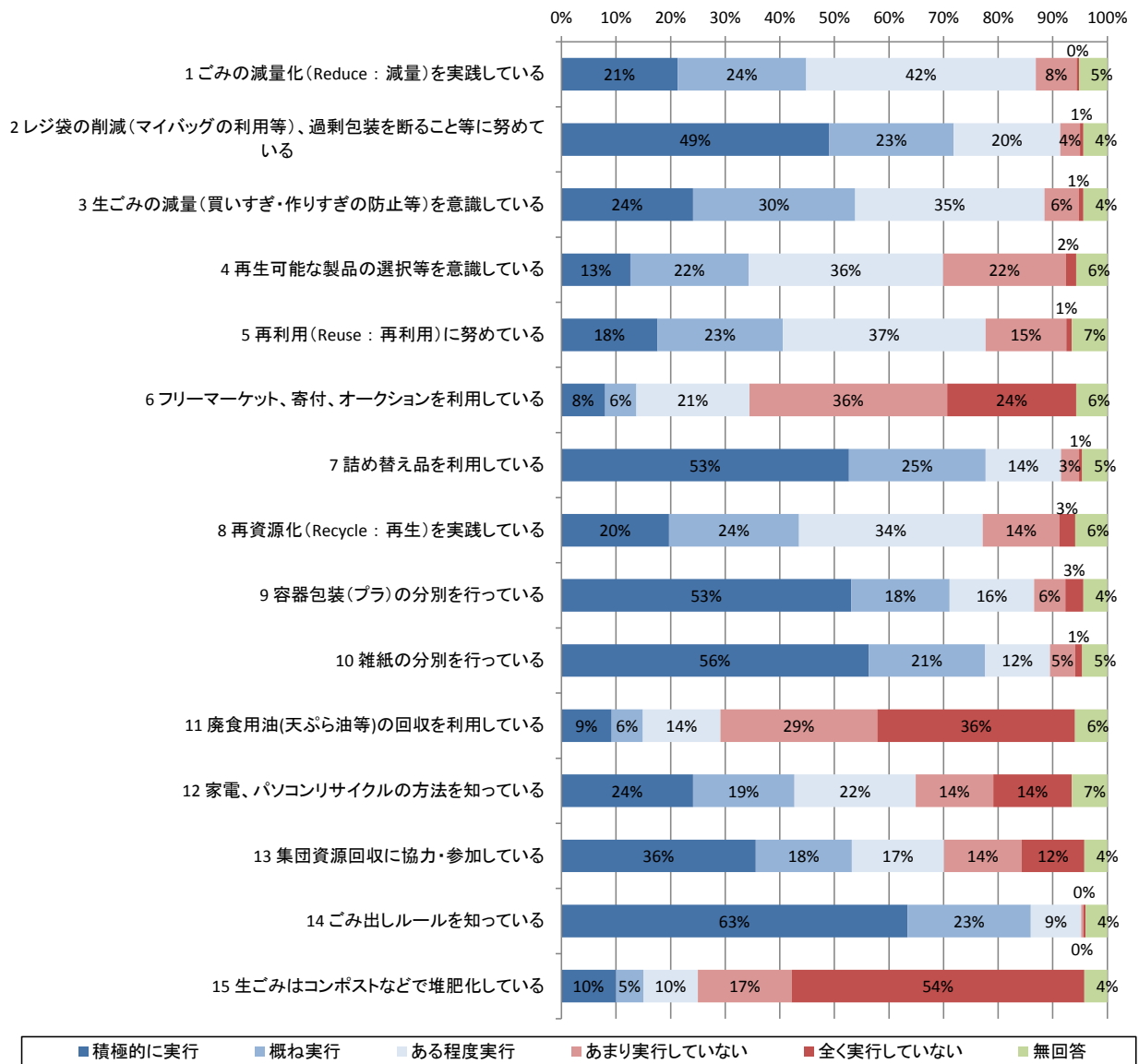


図 2-4 「ごみに関する取組状況について」の回答結果

## 5) 環境に関する情報、説明会等の利用状況

環境に関する情報を入手する手段として、広報紙等を活用する市民の割合が最も高くなっています。また、環境に関する情報、説明会等の利用状況については、「16 広報紙等でごみ処理等の情報を見たことがある」を除く項目は、「利用していない（あまりない＋全くない）」と回答した割合が「利用している（よくある＋少しある）」を上回っています。

「18 ごみ処理等の出前講座、説明会に参加したことがある」や「19 環境衛生推進員の活動について知っている」については、他の項目と比較し、「知らなかった」の回答が多く、ごみに関する出前講座や説明会、環境衛生推進員の認知度が低いことがうかがえます。

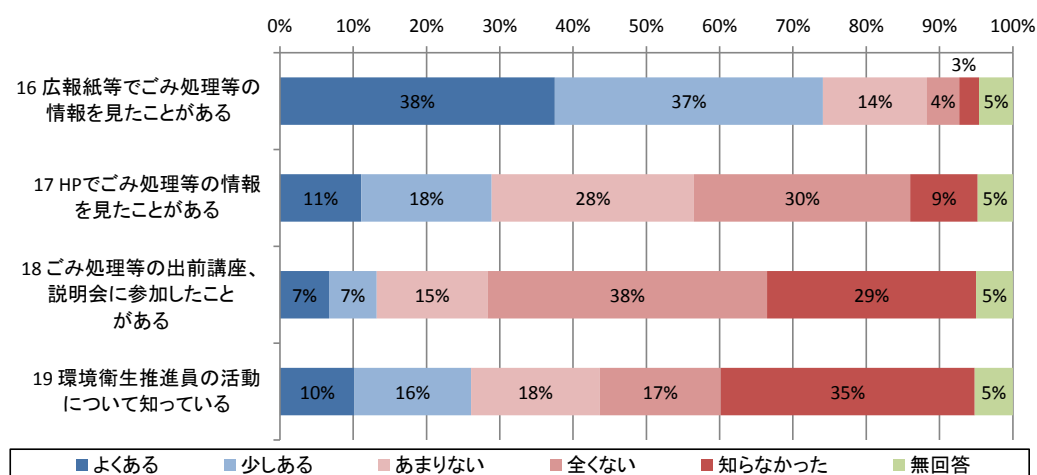


図 2-5 「環境に関する情報、説明会等の利用状況」についての回答結果

## 6) これからのごみ減量化、リサイクル等の考え方

これからのごみ減量化、リサイクル等の考え方については、2項目とも「今のままでよい」の回答が最も多くなっています。

「簡易にしてほしい」と「もっと進めるべき」の回答を比較すると、2項目とも「もっと進めるべき」と回答した割合が高いことから、ごみ減量化とリサイクルに対して前向きな傾向がうかがえます。

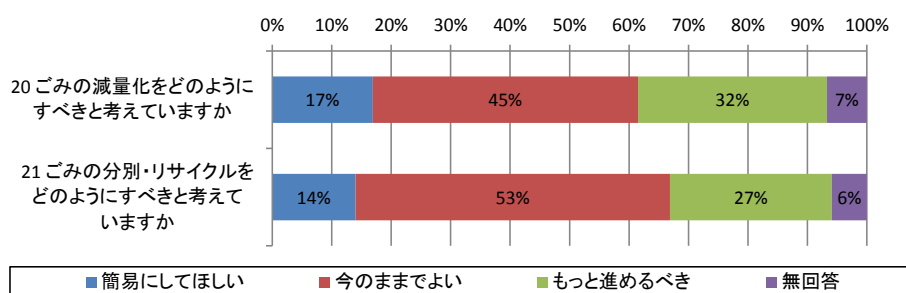


図 2-6 「これからのごみ減量化、リサイクル等の考え方」についての回答結果

## 7) ごみ処理方法等の満足度

ごみ処理方法等については、日常のごみ収集方法に関して「22 ごみ出し時間について」、「23 ごみ集積所について」、「24 ごみ出しルール（洗う、束ねる等）について」、「25 ごみの分別方法について」、「26 ごみの収集日の間隔について」は、「満足している（満足+やや満足）」の回答が60%以上を占めており、満足度は高くなっています。

一方、「29 ポイ捨てなどマナー浸透具合について」や「30 不法投棄に対する対策について」に対しては、「満足していない（やや不満+不満）」が「満足している」、「どちらともいえない」と回答した割合を上回っており、不満度が高くなっています。

表 2-2 「ごみ処理方法等の満足度」についての回答結果

回答	回答率が高い項目
満足している (満足+やや満足)	22 ごみ出しの時間（朝8時まで）について（63%） 23 ごみ集積所について（67%） 24 ごみ出しルール（洗う、束ねる等）について（69%） 25 ごみの分別方法について（73%） 26 ごみの収集日の間隔について（75%）
満足していない (やや不満+不満)	29 ポイ捨てなどマナー浸透具合について（54%） 30 不法投棄に対する対策について（53%）
どちらともいえない	27 市が収集しないごみに対する対策（情報提供等）について（33%） 28 ほかの人のごみ分別の意識・認識について（36%）

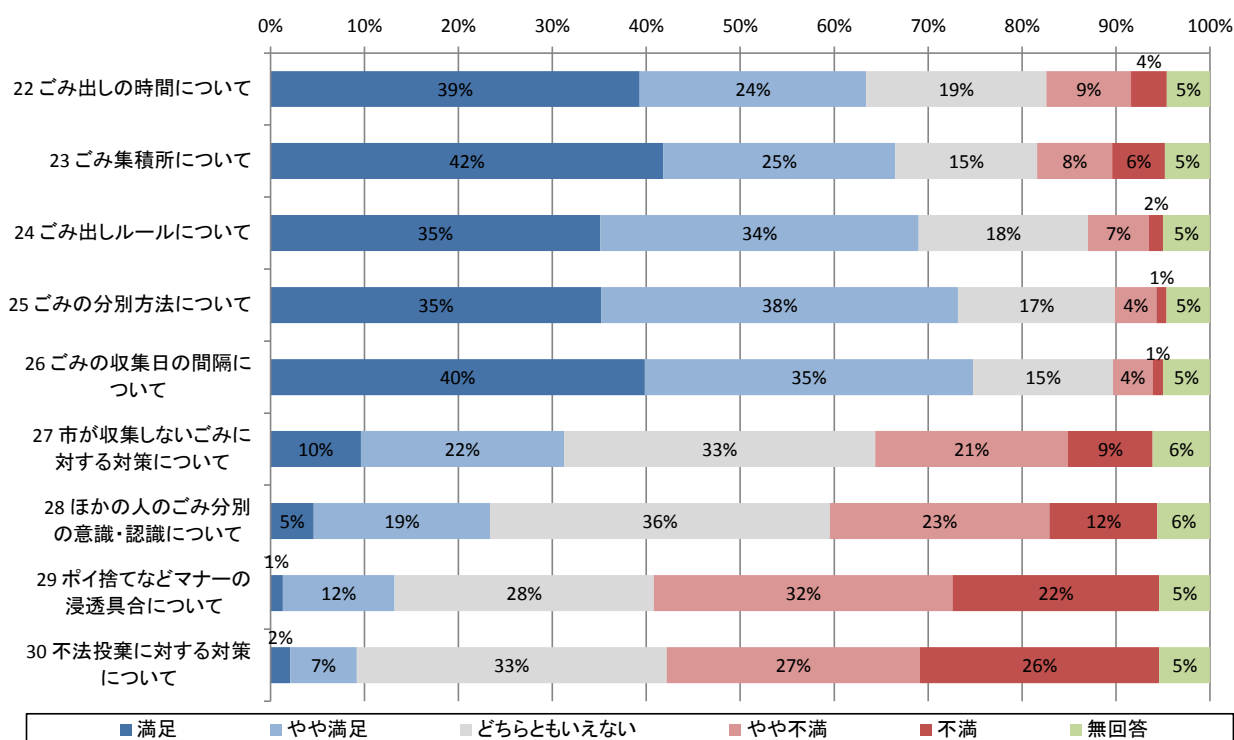


図 2-7 「ごみ処理方法等の満足度」についての回答結果

## 8) 東松島市の環境に関わる自由意見（ごみに関する意見のみ抜粋）

アンケートの中で、東松島市の環境に関わる自由意見に関して市民より 158 の回答があり、ここでは、「ごみ」に関わる意見のみを抽出しています。

表 2-3 東松島の環境に関わる自由意見

項目（回答件数）	概要
ごみの不法投棄・ポイ捨て (24 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの不法投棄・ポイ捨てがみられる（例）三陸自動車道沿い・インター入口付近、田んぼ沿いの道路、商店街のリサイクルステーション周辺、滝山公園へ向かう道路沿い、山間地、人目のつかないところ）</li> <li>・不法投棄・ポイ捨て防止のための広報、監視パトロールを実施してほしい</li> <li>・市に不法投棄されたごみ、ポイ捨てごみの処分を行ってほしい</li> <li>・海岸にポイ捨て防止の看板を設置してほしい</li> <li>・道路端にごみ箱を設置してほしい</li> </ul>
ごみの排出・分別 (24 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出時間帯を長く設定してほしい</li> <li>・分別品目を見直してほしい</li> <li>・ごみの排出・分別ルールを徹底してほしい</li> <li>・決められた排出日以外の日にごみを捨てている人がいる</li> <li>・コンビニのごみ箱にごみを捨てている人がいる</li> <li>・ごみ袋の値段を安くしてほしい</li> <li>・中程度の大きさの指定ごみ袋を作してほしい</li> <li>・家庭・事業者（飲食店）が排出する生ごみの水切りが徹底されておらず、悪臭が発生している</li> </ul>
ごみの収集方法 (13 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集頻度を多くしてほしい</li> <li>・粗大ごみの回収を行ってほしい（土日も対応してほしい）</li> <li>・決められた収集時間に収集してほしい</li> <li>・資源ごみの分別籠が小さすぎて溢れる</li> <li>・ごみ集積場でのステーション回収ではなく、路肩収集を実施してほしい</li> </ul>
ごみ集積場 (12 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積場の数が少ない、自宅から遠い</li> <li>・ごみ集積場の規模が居住人口に対して小さいため、ごみが溢れている</li> <li>・通りすがりの人・車・事業者が勝手に集積場にごみを捨てていく</li> <li>・ごみ集積場の新設に対して補助を行ってほしい</li> <li>・集積場の巡回清掃の頻度を低減してほしい</li> <li>・集積場から資源ごみを持ち出す人がいる</li> <li>・アパート敷地内にごみ集積場を設置すべき</li> <li>・ごみ集積場の形態を変えてほしい（高床式の小屋、鍵付き 等）</li> <li>・いつも集積場の後片付けを行ってくれている衛生組合長に感謝している</li> </ul>
その他 (5 件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの野焼きに対して行政指導、罰則が必要</li> <li>・資源ごみ回収に対する補助金を増額してほしい</li> <li>・県全体でごみ分別・減量に取り組むべき</li> </ul>

## 2.1.2 事業所アンケート

### 1) 調査対象及び調査方法等

- ① 標本数 : 300 社
- ② 抽出方法 : 無作為抽出
- ③ 調査方法 : 郵送による配布、回収
- ④ 調査時期 : 平成 28 年 4 月 1 日～4 月 28 日

### 2) 回収結果

- ① 回収数 : 111 社
- ② 回収率 : 37.0%

## (2) 調査結果

### 1) 廃棄物の適正処理に関する法令の認知度

廃棄物の適正処理に関する法令の認知度では、「知っていた」と回答した事業者が 84% (111 社中 93 社) を占めており、大半の事業者が法令を把握しています。

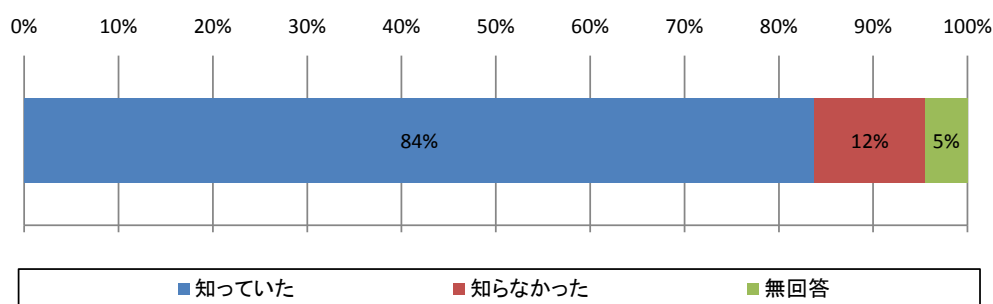


図 2-8 「廃棄物の適正処理に関する法令の認知度」についての回答結果

### 2) 廃棄物の処分方法

廃棄物の処分方法では、「1 業者に収集・処分を委託」の回答が最も多く、全体の 61% を占めています。次いで、「2 自社で処理施設に搬入」の回答が多くなっています。

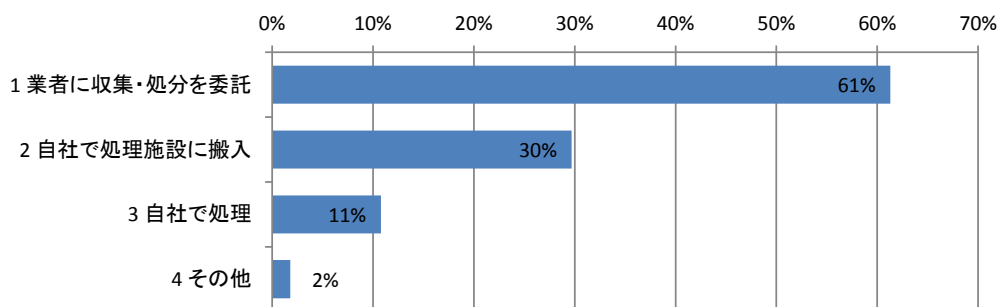


図 2-9 「廃棄物の処分方法」についての回答結果

### 3) 廃棄物の減量化やリサイクルにおける取組

廃棄物の減量化やリサイクルにおける取組については、「1 廃棄物が少なくなるよう事業活動の見直し」や「2 ごみの減量化・リサイクル計画を策定」の基本的な取組みについて、「実施」、「検討中」の回答が多くなっています。

一方、具体的な取組みとなる「3 社員用マニュアルを策定」や「4 ごみ減量の専門部署や管理責任者の配置」については、「取組んでいない」の回答が多くなっています。

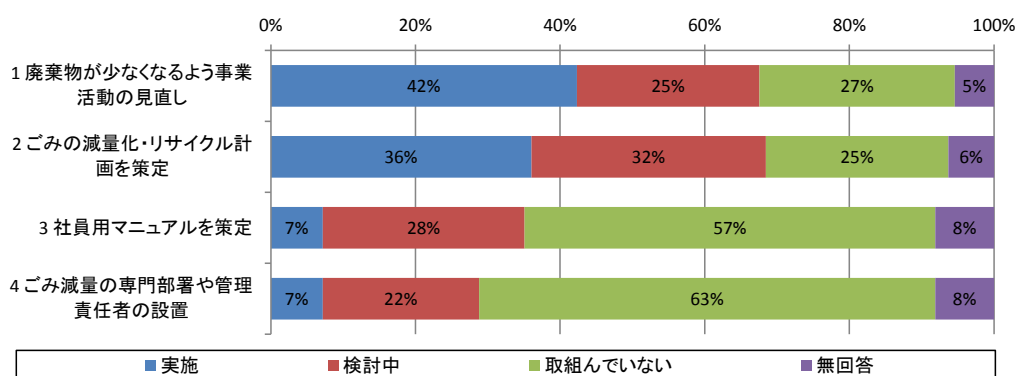


図 2-10 「廃棄物の減量化やリサイクルにおける取組」についての回答結果

### 4) ごみ発生量の把握

ごみ発生量の把握では、「把握している」の回答が全体の 79%（111 社中 88 社）を占めています。

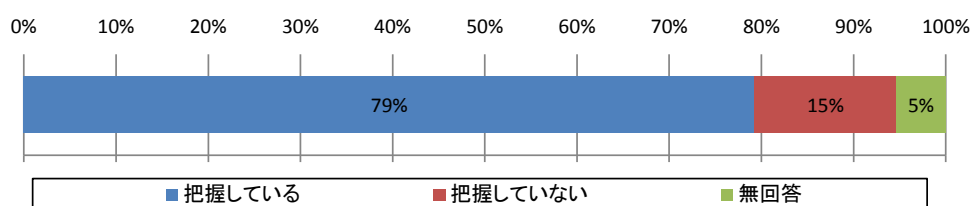


図 2-11 「ごみ発生量の把握」についての回答結果

## 5) 廃棄物減量化等に関する問題点

廃棄物減量化等に関する問題点については、「1 手間がかかる」の回答が最も多く全体の30%を占めています。次いで、「3 費用がかかる」の回答が28%となっています。

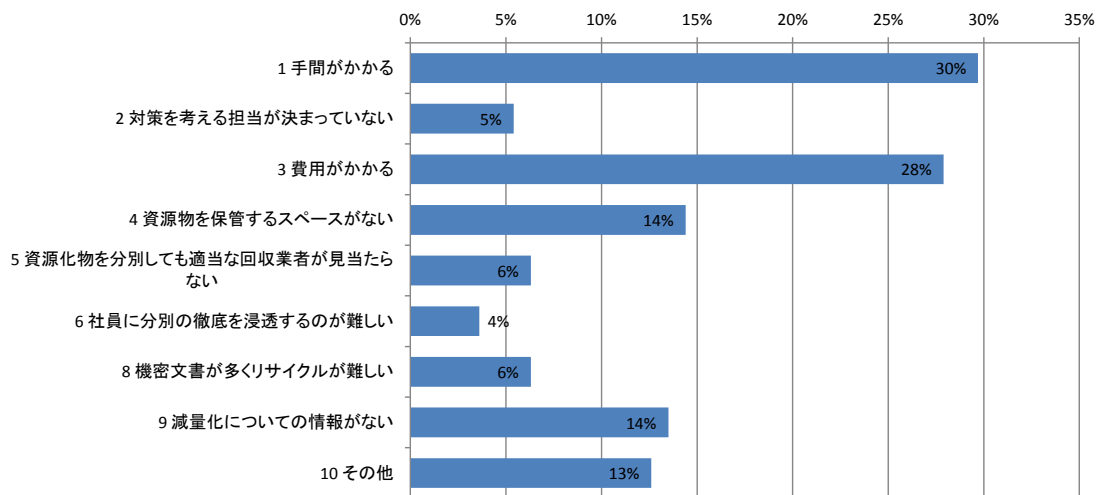


図 2-12 「廃棄物減量化等に関する問題点」についての回答結果

## 6) 廃棄物処理やリサイクルに関する情報入手先

廃棄物処理やリサイクルに関する情報入手先については、「1 市の広報、ホームページから」の回答が最も多く、全体の47%を占めています。次いで、「5 ごみの収集運搬業者から」の回答が27%となっています。

事業者の情報入手先として、市が大きな役割を担っていることがうかがえます。

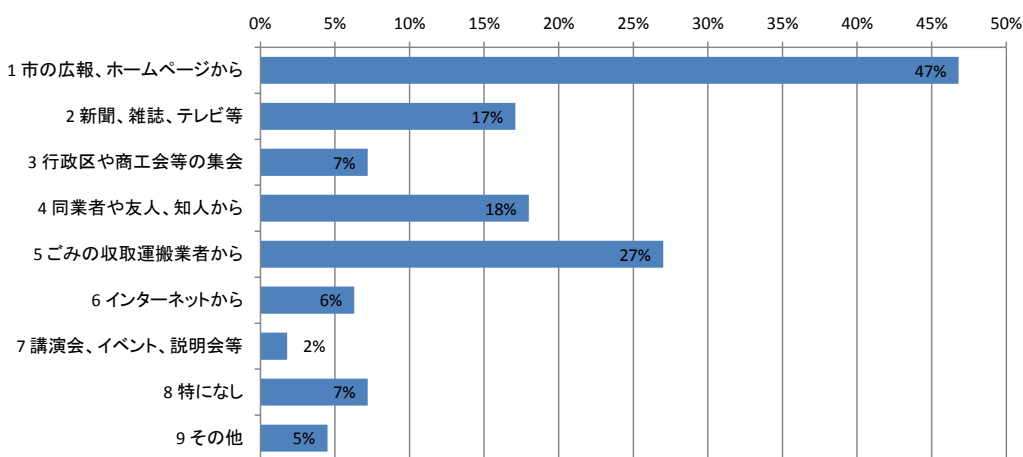


図 2-13 「廃棄物処理やリサイクルに関する情報入手先」についての回答結果



## 7) 市へ要望する廃棄物関連の施策

市へ要望する廃棄物関連の施策については、「1 リサイクル活動への支援、システムの整備」の回答が最も多く、全体の 39%を占めています。次いで、「2 減量方法マニュアルの配布」の回答が 32%となっています。

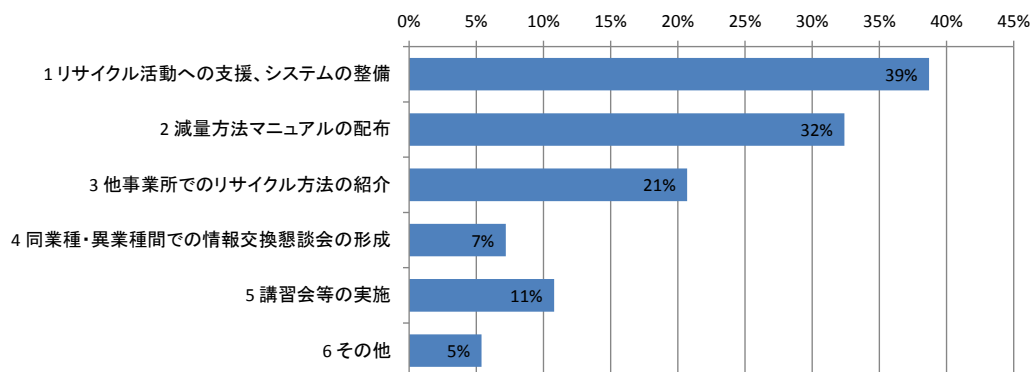


図 2-14 「市へ要望する廃棄物関連の施策」についての回答結果

## 8) 東松島市の環境に関わる自由意見（ごみに関する意見のみ抜粋）

アンケートの中で、東松島市の環境に関わる自由意見に関して、事業者から 12 の回答がありました。ここでは、「ごみ」に関わる意見のみを抽出しています。

表 2-4 東松島市の環境に関わる自由意見

項目（回答件数）	概要
ごみの排出・分別 （4 件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別を分かり易くしてほしい</li> <li>・ごみ回収の情報をもっと分かり易くしてほしい</li> <li>・飲食店等のごみの出し方のマナーを改善してほしい</li> </ul>

### 3. ごみ処理行政の動向

#### (1) 東松島市におけるごみ処理行政

##### 1) 東松島市第2次総合計画

東松島市第2次総合計画（以下、「総合計画」という。）では、まちづくりの将来像を掲げ、その実現へ向けた具体的な取組みを示しています。

###### <計画の構成>

基本構想：平成28年度から平成37年度までの『長期的視点による10年計画』

基本計画：前期（平成28～32年度）・後期（平成33～37年度）に分けた『社会情勢と市民生活に対応する5年計画』

実施計画：『具体的事業を明確に示す短期的な3年計画（必要に応じて見直すローリング方式）』

###### <まちづくりの将来像>

人育み人輝く東松島 ～心ひとつにともに未来へ～

###### <4つの方針>

- ①世代を問わず、住みやすく子育てしやすいまちづくり
- ②地域に根ざした産業が育ち、生き活きと働くことができるまちづくり
- ③ふるさとを愛し、支えあって暮らしていけるまちづくり
- ④災害に強く、安全・安心な暮らしを営むことができるまちづくり

###### <分野別の政策・施策>

保：分野1 郷土の自然を保全し、資源を大切にすまち

備：分野2 「命」を守る備えに地域で取り組む、安全で安心なまち

健：分野3 健康意識が高く、誰もが、いつまでも元気に暮らせるまち

伸：分野4 子どもたちが伸びやかに育つまち

修：分野5 生涯を通じて学び、修得し、実践できるまち

住：分野6 快適で便利な誰もが住み続けたいまち

働：分野7 働きがいのある魅力的な産業があるまち

信：分野8 市民と行政が信頼で結ばれているまち

###### <総合計画におけるごみ排出及び処理に係る政策・施策>

総合計画においては、ごみ排出及び処理に係る政策・施策は、「保：分野1 郷土の自然を保全し、資源を大切にすまち」に位置づけられており、まちづくり指標として1人1日あたりのごみ排出量及びリサイクル率に対して目標値が定められています。図3-1に施策の体系を、表3-1にまちづくり指標を示します。

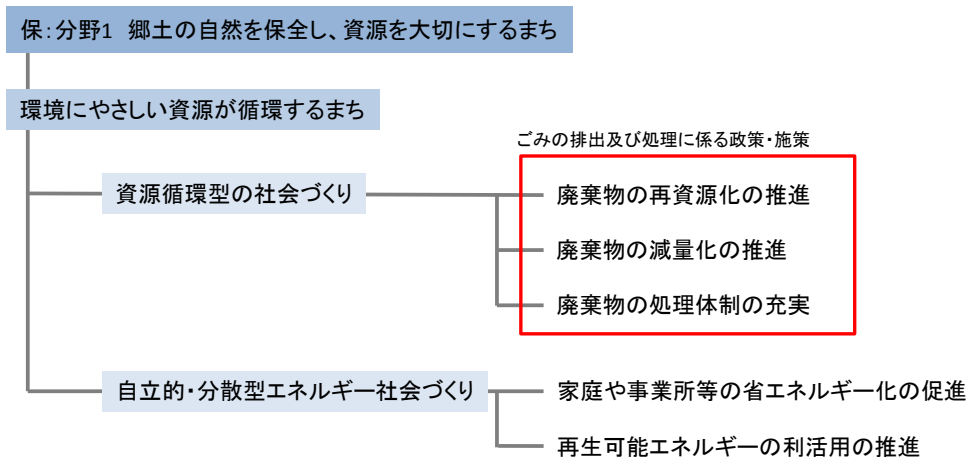


図 3-1 ごみの排出及び処理に係る政策・施策

表 3-1 ごみ処理に関するまちづくり指標

指標名	指標の内容	現況値	目標 (H32)
1人1日あたりのごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの量 ※一般廃棄物処理実態調査 (環境省)	901 g / 日人 (H25)	784 g / 日人
市内から出るごみのリサイクル率	ごみの再資源化と資源循環の進捗状況 ※一般廃棄物処理実態調査 (環境省)	22.9% (H25)	26%

## 2) 東松島市環境基本計画

東松島市環境基本計画は、環境の将来像を掲げ、その実現に向けた具体的な取組みを示しています。

平成 29 年度から平成 38 年度を期間とする東松島市第 2 次環境基本計画では、前計画期間 (平成 19 年度から平成 28 年度) での取組みや現在の環境の状況を踏まえ、取り残した課題や新たな課題に対応でき、また「自然の保全」や「美しい景観」を活かしたまちづくりが望まれていることなどを踏まえた新たな環境の将来像とこれを実現するための 5 つの基本目標を設定し、策定を進めています。

### <環境の将来像>

「誰もが安心して暮らせる自然豊かな環境未来都市」  
～市民一人ひとりが創る持続可能な社会の形成～

### <5 つの基本目標>

- 基本目標 1 自然を守り、動植物を愛しみ、育てます
- 基本目標 2 暮らしやすい安全な生活環境を守ります
- 基本目標 3 環境にやさしいまちづくりを推進します
- 基本目標 4 持続可能な循環型の地域社会を創ります
- 基本目標 5 協働で創る環境のまちをめざします

### 3) 地域防災計画

東松島市地域防災計画は、大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）、倒壊物、落下物による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物発生時に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図っています。

#### <処理体制>

- (1) 災害応急対策を迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害発生時応急対策を定める。
- (2) 市の処理能力を超える廃棄物発生時及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、廃棄物処理施設の処理能力を超える廃棄物の発生や施設の被災に備え、他市町村、廃棄物処理関係団体等と調整し、災害発生時の相互協力体制を整備する。

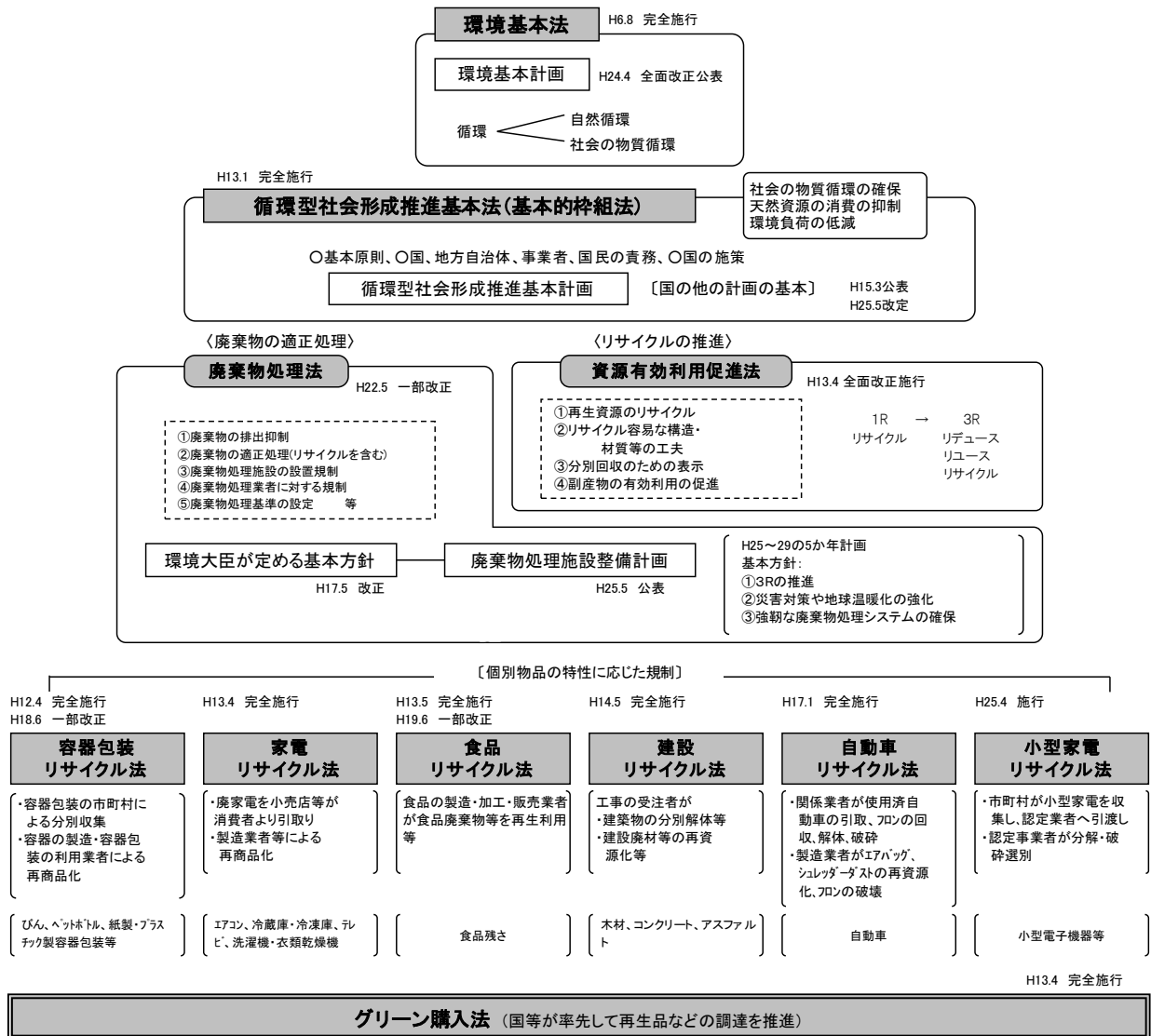
#### <主な措置内容>

- (1) 緊急出動体制の整備
  - ・ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
  - ・ 廃棄物の収集及び処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合の措置について検討する。
- (2) 応急体制の確保
  - ・ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
  - ・ 生活ごみ、し尿及びがれきの広域的な処理計画を策定する。
  - ・ 他市町村等との協力及び応援体制を整備する。
- (3) 避難施設の生活環境の確保
  - ・ 仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達方法について検討する。

## (2) 国のごみ処理行政

国は循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法、資源有効利用促進法を定め、循環型社会の形成や再利用を推進する法制度の整備を行っています。また、個別物品の特性に応じた規制として、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法といった法律を定め、再利用を推進しています。

また、循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画といった計画を各法律に基づいて策定し、より適正なごみ処理へ向け、取り組んでいます。



出典：環境省（一部改変）

図 3-2 ごみに関する法令

年	法律（施行）	社会情勢等
1945		廃棄物の問題は汚物による公衆衛生の問題を解決する「衛生問題」
1960		大量の廃棄物が排出される中で不適正な処理による環境汚染が拡大
1971	廃棄物処理法	・・・産業廃棄物を含めた廃棄物の処理責任や処理基準等を規定
1991	再生資源利用促進法	・・・法律に基づくリサイクルの取組み促進の開始
1993	バーゼル法	
2000	容器包装リサイクル法	・・・容器包装6品目のリサイクル開始
		天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」の構築
2001	循環型社会形成促進基本法	・・・リサイクルの前にリデュース、リユースを優先する3Rの概念
	資源有効利用促進法	・・・再生資源利用促進法を全面改正。3Rの取組みを総合的に推進
	家電リサイクル法	個別物品の特性に応じた規制：個別リサイクル法
	食品リサイクル法	
	グリーン購入法	
2002	建設リサイクル法	
2005	自動車リサイクル法	
2006	容器包装リサイクル法改正	
2007	食品リサイクル法改正	
2013	小型家電リサイクル法	・・・これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電のリサイクル開始
	第3次循環基本計画策定	

出典：資源循環ハンドブック 2014（経済産業省）

図 3-3 ごみに関する法令整備の変遷

表 3-2 ごみに関する法令

法律名等	整備時期	趣旨
環境基本法	平成5年11月制定 平成26年5月改定	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めている。
(第四次) 環境基本計画	平成24年4月閣議決定	環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。 第四次計画では、循環に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って我が国の環境政策の方向性を提示している。
循環型社会形成推進基本法	平成12年6月制定 平成24年6月改正	環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めたもの。
(第三次) 循環型社会形成推進基本計画	平成25年5月閣議決定	循環型社会形成推進基本法に基づくもの。様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行することとしている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年12月制定 平成27年7月改正	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするもの。

法律名等	整備時期	趣旨
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年4月制定 平成26年6月改正	事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策、回収した製品からの部品等の再使用対策を講じ、また産業廃棄物としても、副産物の発生抑制、リサイクルを推進することにより、循環経済システムの構築を目指すもの。
バイオマス活用推進基本法	平成21年6月制定	バイオマス(化石資源以外の動植物由来の有機物である資源)の活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展できる経済社会の実現に寄与するもの。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年6月制定 平成23年8月改正	家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの推進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るもの。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年6月制定 平成23年6月改正	一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進することを目的とするもの。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年5月制定 平成26年6月改正	特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するもの。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年6月制定 平成25年12月改正	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の推進を目的とするもの。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年7月制定 平成26年6月改正	使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図ることを目的とするもの。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年8月制定	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るもの。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年5月制定 平成27年9月改正	国等の公共機関が率先して環境物品の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指すもの。
ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月制定 平成26年6月改正	ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、基準や規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的とするもの。

## 1) 循環型社会形成推進基本計画

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を定め、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。同計画は5年ごとに見直しを行うものとされており、現在は第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき、各施策が進められています。

### <取り組むべき課題>

- (1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築
- (2) 循環資源の高度利用と資源確保
- (3) 安全・安心の確保
- (4) 循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化
- (5) 廃棄物の適正処理
- (6) 国際的取組

### <循環型社会形成に向けた取組の中の中長期的な方向性（平成42年頃まで）>

- 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会  
：自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質と量を自然環境が許容できる範囲内に抑えた持続可能な活動が行われる社会
- 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築  
：3R（リデュース・リユース・リサイクル）が定着した生活や資源が地域で循環される社会の構築
- 資源効率性の高い社会経済システムの構築  
：リデュースの徹底や長寿命製品の増加、廃棄物の再使用や再利用の推進が更に取組まれた社会の構築
- 安全・安心の実現  
：有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制がしっかりと整備された社会の構築
- 国際的取組  
：国際協力や国際機関等との連携、静脈産業といった循環産業の海外展開などを通じて、日本が世界の環境負荷低減に貢献する社会の構築

### <平成32年度目標>

- 一般廃棄物の減量化  
：平成12年度比で約25%削減
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源回収等を除く）  
：平成12年度比で約25%削減
- 事業系ごみ排出量  
：平成12年度比で約35%削減



## 2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき定められた計画で、平成25年度から平成29年度の5年間の計画期間としています。3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることとしています。

### <基本的理念>

- 3Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

### <重点目標>

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
  - ・ごみのリサイクル率：22% → 26%
  - ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
  - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
  - ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

## 3) 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量やその適正な処理に関する基本的な方向性を示したものです。また、一般廃棄物に対する減量目標値を定めています。

### <廃棄物の減量その他その適正な処理における基本原則>

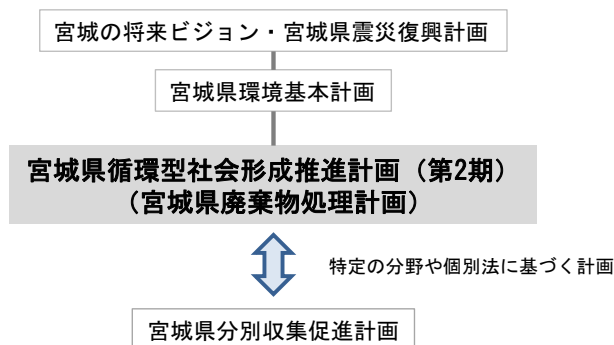
- 廃棄物の排出抑制
- 不法投棄・不適正処理の防止
- 再使用、再生利用、熱回収による循環的な利用の実施
- 適正な処分の確保

### <一般廃棄物の減量化の目標値>

- 一般廃棄物の排出量：平成32年度までに平成24年度比で約12%削減
- 再生利用率の割合：平成32年度までに約21%から約27%に増加
- 最終処分量：平成32年度までに平成24年度比で約14%削減

### (3) 宮城県におけるごみ処理行政

宮城県の各計画においても、今後の廃棄物処理について方針が立てられ、それへ向けての取り組みが行われています。特に宮城県循環型社会形成推進計画（第2期、平成28年3月）には、循環型社会の形成へ向けた基本理念や数値目標等が定められています。



出典：宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）概要版

図 3-4 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）と主な計画との関連図

#### 1) 宮城県震災復興計画

平成23年3月11日に発生した震災により、宮城県は甚大な被害を受けました。震災以降、10年間の復興の道筋を示す計画として、「宮城県震災復興計画（以下、「復興計画」という。）」を策定しています。

復興計画では5つの基本理念、10年間の計画期間を3期（復旧期、再生期、発展期）に分けて設定し、復興への方針を示しています。

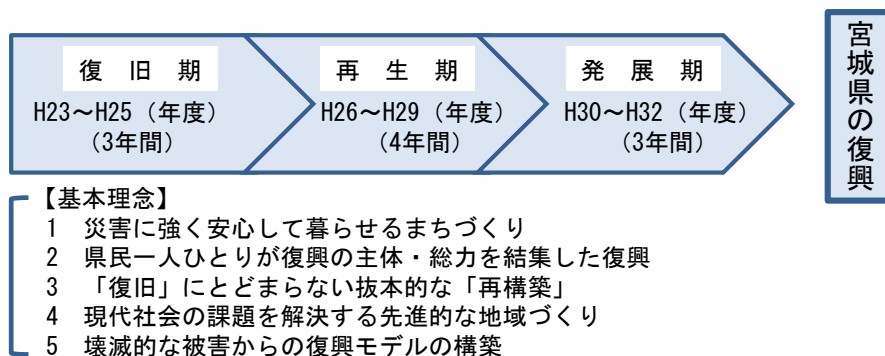


図 3-5 宮城県震災復興計画の体系図

復興計画では廃棄物の適正処理について、復旧期においては震災により発生した災害廃棄物の処理を進めることを定めています。また、再生期及び発展期においては、3Rのための一人ひとりの行動促進や廃棄物の適正処理の推進を行い、環境への負荷が低減された循環型社会の実現へ取り組むこととしています。なお、震災により発生した災害廃棄物は平成26年1月18日に災害廃棄物県内焼却処理、2月25日に災害廃棄物広域処理の搬出が終了しています。また、災害廃棄物処理施設の解体撤去と用地の現状復旧並びに返地についても、同年4月30日に終了しています。

## 2) 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画は、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間としており、環境分野の個別計画（宮城県地球温暖化対策実行計画や宮城県循環型社会形成推進計画等）に施策の基本的方向性を与えるものとして位置づけられています。本計画では、目指す環境の将来像を示し、それを実現するための4つの政策を柱として掲げています。廃棄物処理については、②循環型社会の形成の中で「ごみ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めていく」ことを示しています。

図3-6に宮城県環境基本計画の目指す環境の将来像及び計画の体系を、図3-7に廃棄物処理施策を示します。

### 計画が目指す環境の将来像

- 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土
- 持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

### 環境基本計画の体系

環境の将来像を実現するために、4つの政策を柱として掲げ、体系的に施策を進めていきます。

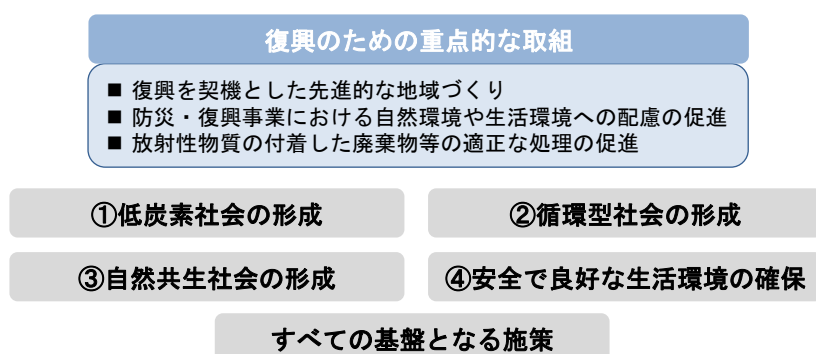


図 3-6 環境の将来像及び計画の体系

### 将来像を実現するための政策 ②循環型社会の形成

平成23年3月11日の震災発生以降、ごみの排出量は増大し、一般廃棄物リサイクル率は低迷しています。また、震災復興事業にともない、産業廃棄物量も増加しています。ごみ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めていく必要があります。

- 県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進  
： 県民・事業者・民間団体及び行政などが3Rを意識した行動を実践するための施策を推進  
： 環境教育や普及啓発を推進
- 循環型社会を支える基盤の充実  
： 生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進  
： 広報誌やHPなどを活用した情報発信や3Rに関する施設整備の支援などを推進
- 循環資源の3R推進  
： 循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を推進
- 廃棄物の適正処理の推進  
： 事業者や産業廃棄物処理業者への指導、不法投棄の監視強化などを実施

図 3-7 宮城県環境基本計画における廃棄物処理施策

### 3) 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）

宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間としており、第1期計画の評価や各種リサイクル法の改正の動向等を基に、循環型社会の実現へ向けた取組みを更に推進することを目的に策定したものです。

#### <基本理念>

リスタート！みやぎの3R　ーリデュース・リユース・リサイクル

#### <基本方針>

##### ①全ての主体の行動の促進

- ・廃棄物等の3Rに係る環境教育、普及啓発を推進します。

##### ②循環型社会を支える基盤の充実

- ・生産、流通、消費、廃棄、処理等の各段階に対する情報提供、新技術開発支援等による基盤の充実に努めます。

##### ③循環資源の3R推進

- ・分別の徹底等、廃棄物の種類に応じた3Rの取組を推進します。

##### ④廃棄物の適正処理

- ・不法投棄等の防止対策を推進します。
- ・県の災害廃棄物処理計画を策定します。
- ・放射性物質が付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理について市町村を支援します。

< 課題及び重点課題 >

ごみ処理に係る課題として 16 の項目を挙げ、6 の項目をその中でも特に優先的に解決すべき課題として示しています。

表 3-3 課題及び重点課題

課題 1	【重点】	ごみの分別などの環境配慮行動の推進
課題 2		紙類のリサイクル率の向上
課題 3		事業系ごみの 3 R の推進
課題 4		震災影響を反映した新たな計画の展開（一般廃棄物）
課題 5	【重点】	小型電子機器等リサイクル制度の推進
課題 6	【重点】	食品廃棄物等のリサイクルの推進
課題 7		各種リサイクル法の推進
課題 8	【重点】	放射性物質が付着した廃棄物処理の推進
課題 9	【重点】	震災経験を生かした災害廃棄物処理計画の策定
課題 10		震災影響を反映した施策の展開（産業廃棄物）
課題 11		最終処分場の適切な整備
課題 12		産学官の共同研究開発の推進
課題 13		情報発信・共有の推進
課題 14		家畜排せつ物の適正処理とリサイクルの推進
課題 15		優良事業者の育成
課題 16	【重点】	不法投棄防止対策の推進

< 目標値 >

平成 32 年度までの目標値を 1 人 1 日当たり排出量（生活系ごみ、事業系ごみ）、リサイクル率、最終処分率に設定しています。

表 3-4 宮城県循環型社会形成推進計画（第 2 期）における目標値

項目	平成 25 年度 実績値	第 1 期計画 目標値 (平成 27 年度)	将来予測 (平成 32 年度)	第 2 期計画 目標値 (平成 32 年度)
1 人 1 日当たり排出量	1,018 g/人・日	930 g/人・日	971 g/人・日	930 g/人・日
生活系ごみ	707 g/人・日		674 g/人・日	645 g/人・日
事業系ごみ	312 g/人・日		297 g/人・日	285 g/人・日
リサイクル率	25%	30%	26.6%	30%
最終処分率	13.4%	12%	13%	12%

#### 4. 生活排水処理行政の動向

##### (1) 東松島市における生活排水処理行政

###### 1) 東松島市第2次総合計画

第2次総合計画では、「住：分野6 快適で便利な誰もが住み続けたいまち」に生活排水処理に係る政策・施策を位置づけています。具体的には「清潔で環境にやさしい下水処理基盤の整備」として、下水道の計画的な整備を進めるとともに、施設の長寿命化の検討や、適切な維持・管理、更新に取り組むこととしています。

図 4-1 に生活排水処理に係る政策・施策を、表 4-1 にまちづくり指標を示します。

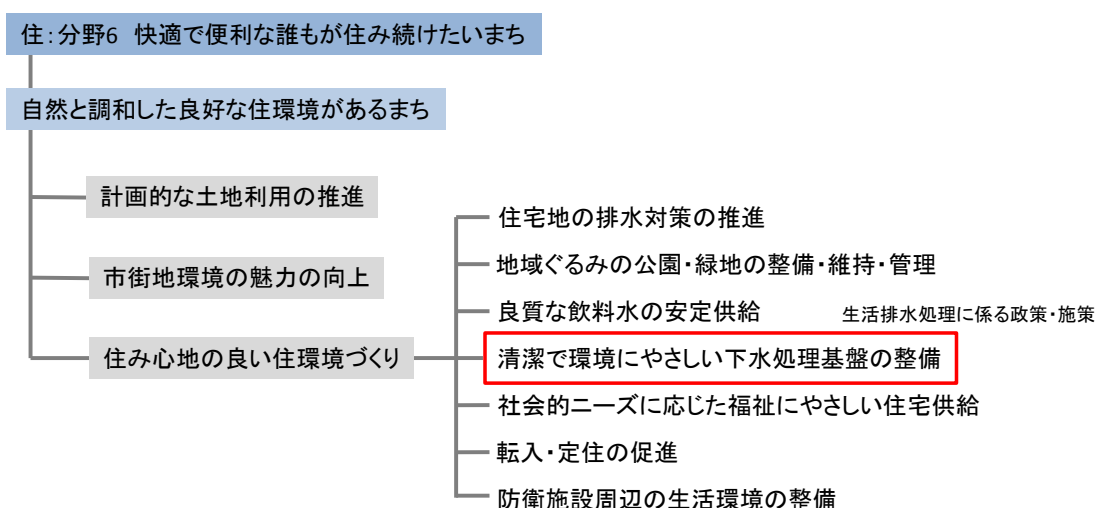


図 4-1 生活排水処理に係る政策・施策

表 4-1 生活排水処理に関するまちづくり指標

指標名	指標の内容	現況値	目標
生活排水整備率	下水道や合併処理浄化槽などの整備率	68.2% (H26)	85%

## 2) 東松島市環境基本計画

東松島市環境基本計画は、環境の将来像を掲げその実現に向けた具体的な取組みを示しています。

平成 29 年度から平成 38 年度を期間とする東松島市第 2 次環境基本計画では、前計画期間（平成 19 年度から平成 28 年度）での取組みや現在の環境の状況を踏まえ、取り残した課題や新たな課題に対応でき、また「自然の保全」や「美しい景観」を活かしたまちづくりが望まれていることなどを踏まえた新たな環境の将来像とこれを実現するための 5 つの基本目標を設定し、策定を進めています。

### <環境の将来像>

「誰もが安心して暮らせる自然豊かな環境未来都市」  
～市民一人ひとりが創る持続可能な社会の形成～

### <5 つの基本目標>

- 基本目標 1 自然を守り、動植物を愛しみ、育てます
- 基本目標 2 暮らしやすい安全な生活環境を守ります
- 基本目標 3 環境にやさしいまちづくりを推進します
- 基本目標 4 持続可能な循環型の地域社会を創ります
- 基本目標 5 協働で創る環境のまちを目指します

## (2) 宮城県における生活排水処理行政

### 1) 宮城県生活排水処理基本構想

宮城県では、宮城県生活排水処理基本構想（平成 28 年 6 月）において、10 年編成として平成 37 年度、将来計画として平成 47 年度までの生活排水処理整備計画を策定しています。各年度の種別事業概要を表 4-2 及び表 4-3 に、事業種別生活排水処理人口シェアを図 4-2 に示します。

表 4-2 10 年編成（平成 37 年度）の種別事業概要

項目	種別	事業種別	着手自治体数	普及人口（人）	普及率（％）
集合処理	下水道	単独公共	14	936,021	42.3
		流閥公共	27	929,753	42
		小計	41	1,865,774	84.3
	集落排水等	農業集落排水	18	61,669	2.8
		漁業集落排水	4	1,177	0.1
		簡易排水	1	10	0.0
		コミュニティプラント	3	1,726	0.1
		小計	26	64,582	3.0
集合処理 計			67	1,930,356	87.2
個別処理	合併処理浄化槽 等		35	193,711	8.8
汚水処理 計				2,124,067	96.0
未整備				88,844	4.0
行政人口				2,212,911	

表 4-3 将来計画（平成 47 年度）の種別事業概要

項目	種別	事業種別	着手自治体数	普及人口（人）	普及率（％）
集合処理	下水道	単独公共	13	890,153	43.1
		流閥公共	28	898,165	43.5
		小計	41	1,788,317	86.6
	集落排水等	農業集落排水	15	40,391	2.0
		漁業集落排水	4	906	0.0
		簡易排水	1	1	0.0
		コミュニティプラント	2	396	0.0
		小計	22	41,694	2.0
集合処理 計			63	1,830,011	88.7
個別処理	合併処理浄化槽 等		35	199,581	9.7
汚水処理 計				2,029,592	98.3
未整備				34,640	1.7
行政人口				2,064,232	



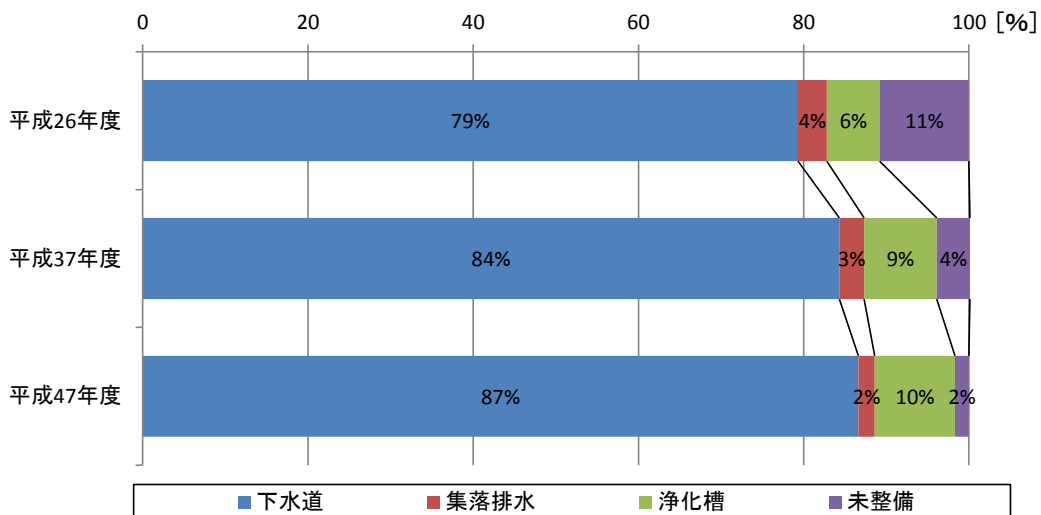


図 4-2 事業種別生活排水処理人口シェア（10年編成年次及び将来計画年次）

## 2) 宮城県震災復興計画

復興計画では、下水道の整備を具体的な取組みとして位置づけています。

震災発生により、機能が停止した流域下水道の3処理場（仙塩、県南、石巻東部）における処理機能を早急に復旧するとともに、下水汚泥をエネルギーとして再利用するなど、エネルギー循環型の下水道システムを構築することとしています。なお、下水道施設の復旧工事（121箇所）は平成25年2月末時点で完了しています。

### 【復興計画における生活排水処理の主な事業】

- ・ 公共土木施設災害復旧事業（下水道） 【復旧期】
- ・ 流域下水道事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

## 3) 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画では、安全で良好な生活環境の確保を目的に、下水道の整備や低炭素社会対応型浄化槽等の設置を進めていくこととしています。

### 将来像を実現するための政策 ④安全で良好な生活環境の確保

県内の処理区域人口、水洗化人口ともに毎年着実な伸びを示しており、下水道普及率及び処理率も上昇しています。また、下水道及び浄化槽をあわせた汚水処理人口普及率は89.5%であり、全国平均と同程度の水準となっています。

- 下水道、浄化槽及び集落排水処理施設等の整備を実施
- 下水道未整備地域の住宅に対して、低炭素社会対応型浄化槽等の設置を支援

図 4-3 宮城県環境基本計画における生活排水処理施策

## 5. ごみ処理に係る二酸化炭素排出量の算出方法

東松島市一般廃棄物処理基本計画（本編）26 ページのごみ処理に係る二酸化炭素（以下、「CO<sub>2</sub>」という。）は各処理段階における排出源に基づいて算出しています。各処理段階における排出源と排出量の算出式を表 5-1 に示します。

CO<sub>2</sub> 排出量は CO<sub>2</sub> 排出源である軽油やガソリンの使用量や焼却処理量に各排出係数を乗じ、算出します。各 CO<sub>2</sub> 排出源に対する排出係数は表 5-2 に示す各排出係数を使用しました。

なお、焼却に伴う CH<sub>4</sub>（メタン）や N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）については、CO<sub>2</sub> 排出量に換算するため、CO<sub>2</sub> 換算値をそれぞれ使用しました。

表 5-1 各処理段階における二酸化炭素排出源と排出量算出式

処理段階	二酸化炭素排出源	排出量算出式
収集運搬	軽油	軽油使用量 × 0.00258 t-CO <sub>2</sub> /L
	ガソリン	ガソリン使用量 × 0.00232 t-CO <sub>2</sub> /L
焼却処理	灯油	灯油使用量 × 0.00249 t-CO <sub>2</sub> /L
	電気	電気使用量 × 各年度の電気排出係数
	焼却由来	
	その他の廃プラスチック類	その他の廃プラスチック量 × 2.77 t-CO <sub>2</sub> /t
	合成繊維	合成繊維量 × 2.290 t-CO <sub>2</sub> /t
	焼却に伴う CH <sub>4</sub> 排出 (CO <sub>2</sub> 換算値を使用)	焼却処理量 × 0.00000095 t CH <sub>4</sub> /t × CO <sub>2</sub> 換算値 (21 換算係数)
焼却に伴う N <sub>2</sub> O 排出 (CO <sub>2</sub> 換算値を使用)	焼却処理量 × 0.0000567 t N <sub>2</sub> O/t × CO <sub>2</sub> 換算値 (310 換算係数)	
その他 中間処理	灯油	灯油使用量 × 0.00249 t-CO <sub>2</sub> /L
	軽油	軽油使用量 × 0.00258 t-CO <sub>2</sub> /L
	電気	電気使用量 × 各年度の電気排出係数
各最終処分場	灯油	灯油使用量 × 0.00249 t-CO <sub>2</sub> /L
	軽油	軽油使用量 × 0.00258 t-CO <sub>2</sub> /L
	電気	電気使用量 × 各年度の電気排出係数

表 5-2 各二酸化炭素排出源に対する排出係数

二酸化炭素排出源	排出係数	排出係数の出典
軽油	0.00258 t-CO <sub>2</sub> /L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2) (平成28年7月、環境省)
ガソリン	0.00232 t-CO <sub>2</sub> /L	
灯油	0.00249 t-CO <sub>2</sub> /L	
電気	各年度の電気排出係数	電気事業者別排出係数 (東北電力)
その他の廃プラスチック類	2.77 t-CO <sub>2</sub> /t	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2) (平成28年7月、環境省)
合成繊維	2.290 t-CO <sub>2</sub> /t	
焼却に伴う CH <sub>4</sub> 排出	0.00000095 t CH <sub>4</sub> /t	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (最終改正:平成28年5月27日政令231号)
CO <sub>2</sub> 換算値	21 換算係数	
焼却に伴う N <sub>2</sub> O 排出	0.0000567 t N <sub>2</sub> O/t	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2) (平成28年7月、環境省)
CO <sub>2</sub> 換算値を使用	310 換算係数	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (最終改正:平成28年5月27日政令231号)

## 6. ごみ発生量の将来推計方法

図 6-1 にごみ発生量の将来推計の基本手順、表 6-1 に将来推計に用いた推計式を示します。

本市における将来ごみ発生量として、施策を実施しない場合の「現状推移時の将来ごみ発生量」、施策を実施した場合の「施策実施時の将来ごみ発生量」をそれぞれ推計しました。

なお、将来人口については、東松島市第2次総合計画に記載されている平成32年度及び37年度の将来人口より算出しました。

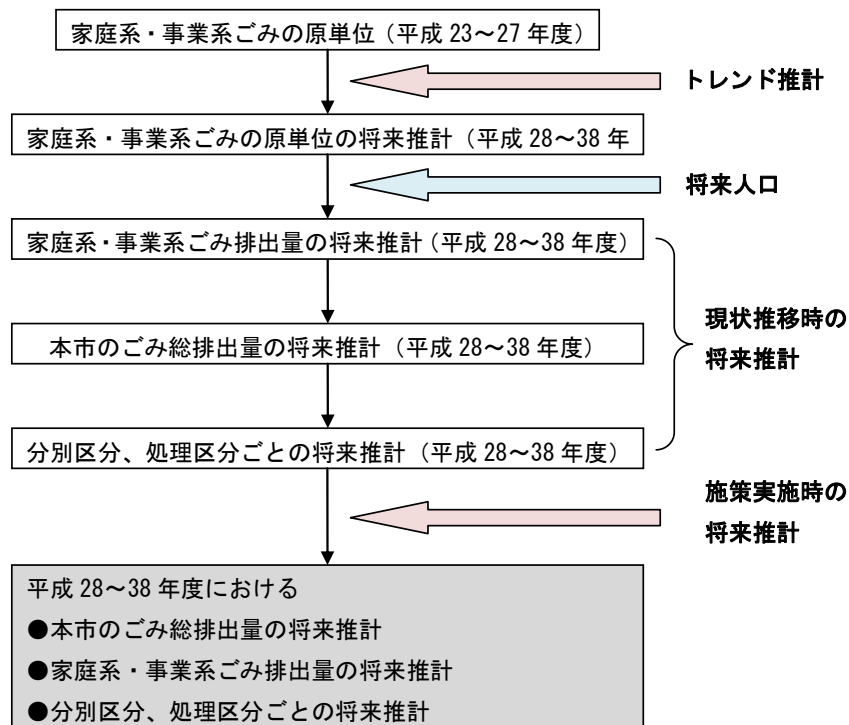


図 6-1 ごみ発生量の将来推計の基本手順

表 6-1 将来推計に用いた推計式

式名	推計式	推計式の特徴
一次傾向式	$y = a + bx$	過去の実績の増加（または減少）傾向をそのまま反映する直線式
二次傾向式	$y = a + bx + cx^2$	ある時期に最大（最小）となり、次第に減少（増加）していく曲線式
指数式	$y = ab^x$	徐々に増加率（減少率）が低増減していくような曲線的推移を示す場合に用いられる式
べき乗式	$y = ax^b$	年度とともに増加率（減少率）が増大していく曲線式
ロジスティック式	$y = k / (1 + ae^{bx})$	最初は増加（減少）し、途中でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式

(1) 現状推移時の将来推計

1) 推計式を用いた推計

施策を実施せず、現在の状態でごみの排出が続いた場合の将来推計として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量及び1日当たり事業系ごみ排出量を推計しました。なお、平成19年度から20年度、平成22年度から23年度に見られるごみ排出量の変動が外部要因（ごみ減量施策の重点化と震災の発生）によるため、将来推計は平成24年度から27年度までの実績に基づいて推計しました。その結果を表6-2及び図6-2、表6-3及び図6-3に示します。

推計結果より、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の将来推計として、徐々に増加傾向を示す式の中でも相関の高い「べき乗式」を採用しました。1日当たり事業系ごみ排出量としては、相関が低いものの、本市の今後の状況<sup>1</sup>から「ロジスティック式」を採用しました。

表 6-2 現状推移時の推計結果（1人1日当たり家庭系ごみ排出量）

(g/人・日)					
平成	一次傾向式	二次傾向式	指数式	べき乗式	ロジスティック式
28	775.00	762.50	776.02	774.52	774.39
29	791.20	763.70	793.38	790.02	789.86
30	807.40	759.90	811.13	805.30	805.05
31	823.60	751.10	829.27	820.35	819.96
32	839.80	737.30	847.82	835.19	834.55
33	856.00	718.50	866.78	849.83	848.83
34	872.20	694.70	886.17	864.28	862.77
35	888.40	665.90	905.99	878.55	876.37
36	904.60	632.10	926.26	892.64	889.62
37	920.80	593.30	946.98	906.56	902.51
38	937.00	549.50	968.16	920.32	915.04
相関係数	0.98994	0.99933	0.98854	0.99095	0.99071
相関順位	4	1	5	2	3

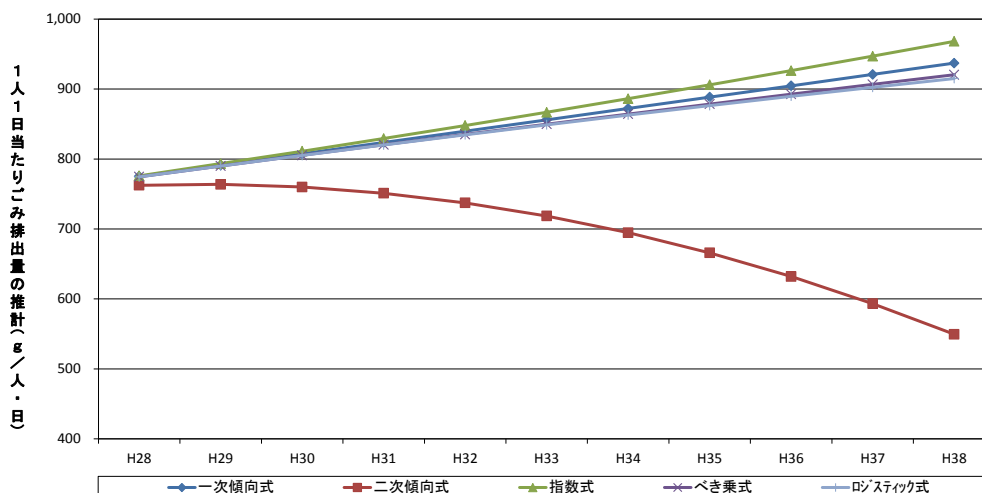


図 6-2 現状推移時の推計結果（1人1日当たり家庭系ごみ排出量）

<sup>1</sup> 震災以降、事業系ごみ排出量の増加は復旧事業に関連する事業者からの排出が要因となっています。今後の復興は再生期、発展期に移行するため、事業系ごみ排出量の増加要因は続かないものと推測します。

表 6-3 現状推移時の推計結果（1日当たり事業系ごみ排出量）

平成	(kg/日)				
	一次傾向式	二次傾向式	指数式	べき乗式	ロジスティック式
28	7,981.00	8,451.00	7,997.23	7,967.50	7,970.61
29	8,237.80	9,271.80	8,279.57	8,216.97	8,209.72
30	8,494.60	10,280.60	8,571.88	8,465.39	8,440.98
31	8,751.40	11,477.40	8,874.51	8,712.81	8,663.86
32	9,008.20	12,862.20	9,187.82	8,959.27	8,877.95
33	9,265.00	14,435.00	9,512.19	9,204.79	9,082.93
34	9,521.80	16,195.80	9,848.02	9,449.40	9,278.57
35	9,778.60	18,144.60	10,195.70	9,693.15	9,464.75
36	10,035.40	20,281.40	10,555.65	9,936.05	9,641.44
37	10,292.20	22,606.20	10,928.32	10,178.13	9,808.66
38	10,549.00	25,119.00	11,314.14	10,419.42	9,966.52
相関係数	0.94440	0.99373	0.94907	0.94374	0.94160
相関順位	3	1	2	4	5

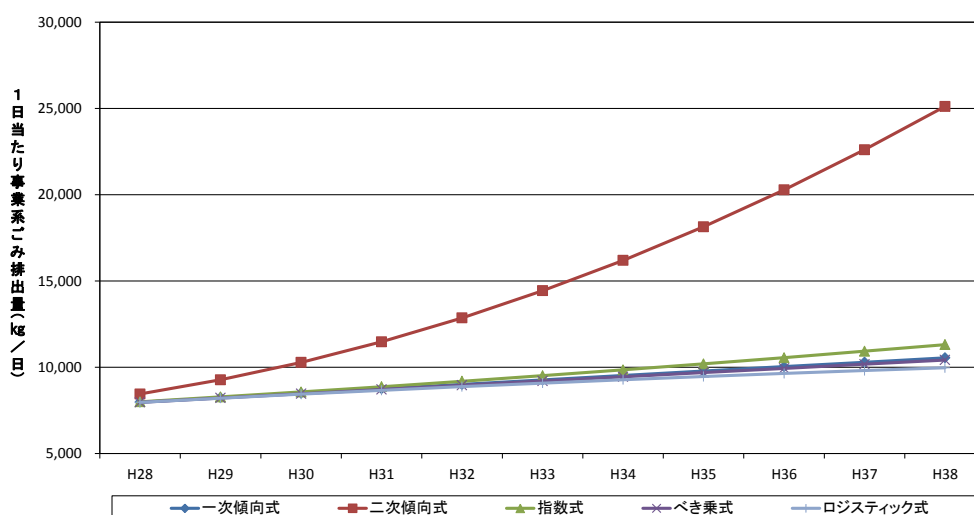


図 6-3 現状推移時の推計結果（1日当たり事業系ごみ排出量）

## 2) 分別区分、処理区分ごとの将来推計

分別区分、処理区分ごとの将来推計を行うため、以下の手順で推計しました。

### ①家庭系及び事業系ごみ排出量の推計

家庭系ごみ排出量：1人1日当たり家庭系ごみ排出量×年間日数×将来人口

事業系ごみ排出量：1日当たり事業系ごみ排出量×年間日数

### ②ごみ総排出量の推計

ごみ総排出量：家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量

### ③分別区分、処理区分ごとの将来推計

総排出量に占める各分別区分、処理区分の比率は、平成38年度まで平成27年度の比率が変動なく推移すると仮定

## (2) 施策実施時の将来推計

図 6-4 に示す本計画の施策を実施した場合の将来ごみ発生量を推計しました。

<p><b>基本理念の実現へ向けた今後の施策</b></p> <p><b>ごみの発生抑制や再利用へ配慮した行動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ レジ袋や梱包材の使用について、小売業者による一声かけ運動を推進</li><li>■ 市報に不用品の無償譲渡情報コーナーを新設</li><li>■ 各種イベントでフリーマーケットを開催し、身近なリユースを推進</li></ul> <p><b>生ごみの減量化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 水きり徹底を呼び掛け</li><li>■ 市内飲食店で食品ロス削減の取組みを推進</li><li>■ 公立保育園に電動生ごみ処理機の導入を検討</li></ul> <p><b>分別区分見直し及び有料化導入の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 粗大ごみ受入れ品目の見直しを検討</li><li>■ 家庭系ごみの有料化の検討</li><li>■ 分別区分の検討</li></ul> <p><b>適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業系ごみの減量及び適正処理に関するマニュアルを作成</li></ul> <p><b>分別方法の周知徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 市民の分別意識を向上</li><li>■ 一手間加えた分別行動を促進</li></ul> <p><b>再資源化に取組み易い環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ インターネットでの情報配信を推進</li><li>■ 市民や民間事業者による資源物回収を支援</li></ul> <p><b>市民・事業者への普及啓発を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 市報「ひがしまつしま」による啓発を実施</li><li>■ 出前講座を積極的に実施</li><li>■ 環境教育を推進</li><li>■ 自治会組織の環境衛生担当者の活動を支援</li><li>■ 市内小売業者へ3R推進ポスターを掲示</li><li>■ 事業系ごみの分別啓発</li></ul> <p><b>適正な収集運搬体制の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 適正な収集運搬体制を維持</li><li>■ 地域との協力体制を維持</li></ul> <p><b>適正な中間処理体制の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 適正な焼却体制を維持</li><li>■ リサイクルセンターの適正な維持管理及び延命化を実施</li><li>■ 新リサイクルプラザの整備を検討</li></ul> <p><b>適正な最終処分体制の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 適正な最終処分体制を維持</li></ul>
--

図 6-4 本計画の施策

## (3) 推計結果

平成 18 年度から平成 27 年度のごみ排出実績及び現状推移時の将来ごみ発生量を表 6-4、施策実施の将来ごみ発生量を表 6-5 に示します。

表 6-4 現状推移時及び施策実施時における将来ごみ発生量（1）

項目名	単位	実績										現状推移時の将来ごみ発生量											
		365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
年度	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
人口	人	43,191	43,240	43,149	42,945	42,903	40,409	40,035	39,908	39,747	39,518	39,740	39,980	40,220	40,460	40,700	40,480	40,260	40,040	39,820	39,600	39,380	
排出状況	総排出量	t	15,312	15,342	13,150	13,244	12,846	13,310	12,922	13,179	13,534	13,786	14,150	14,525	14,899	15,314	15,644	15,874	16,083	16,345	16,498	16,690	16,862
	(総排出量(集団回収量除く))	t	(15,001)	(15,024)	(12,732)	(12,799)	(12,378)	(12,966)	(12,456)	(12,646)	(13,080)	(13,350)	(13,698)	(14,062)	(14,424)	(14,826)	(15,146)	(15,369)	(15,573)	(15,828)	(15,977)	(16,163)	(16,331)
	(家庭系ごみ)	t	(13,154)	(13,160)	(10,910)	(11,004)	(10,586)	(10,082)	(10,283)	(10,544)	(10,730)	(10,853)	(11,241)	(11,528)	(11,818)	(12,143)	(12,404)	(12,559)	(12,696)	(12,881)	(12,979)	(13,110)	(13,224)
	(事業系ごみ)	t	(2,158)	(2,182)	(2,240)	(2,240)	(2,260)	(3,228)	(2,639)	(2,635)	(2,804)	(2,933)	(2,909)	(2,997)	(3,081)	(3,171)	(3,240)	(3,315)	(3,387)	(3,464)	(3,519)	(3,580)	(3,638)
	可燃ごみ	t	11,576	11,243	10,169	10,164	9,845	10,820	10,194	10,306	10,593	10,828	11,091	11,388	11,682	12,011	12,268	12,454	12,625	12,836	12,961	13,115	13,256
	家庭系	t	9,611	9,263	8,119	8,006	7,668	7,683	7,714	7,858	7,978	8,023	8,311	8,523	8,737	8,979	9,171	9,285	9,387	9,525	9,596	9,692	9,778
	収集(委託)	t	9,605	9,261	8,118	8,006	7,668	7,682	7,712	7,851	7,959	8,004	8,291	8,503	8,716	8,958	9,149	9,263	9,365	9,502	9,573	9,669	9,755
	直接搬入	t	6	2	1	0	0	1	2	7	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	23	23	23
	事業系(管理者含む)	t	1,965	1,980	2,050	2,158	2,177	3,137	2,480	2,448	2,615	2,805	2,780	2,865	2,945	3,032	3,097	3,169	3,238	3,311	3,365	3,423	3,478
	許可業者	t	1,448	1,432	1,271	1,391	1,521	2,737	1,994	2,005	2,072	2,083	2,064	2,128	2,187	2,252	2,301	2,353	2,405	2,458	2,498	2,541	2,582
	直接搬入	t	488	525	768	760	652	370	475	426	529	715	709	730	751	773	789	808	825	844	858	873	887
	管理者(市の公共施設(市立学校、保育園等))	t	15	9	5	5	3	30	9	10	11	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
	官公庁	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業系産廃	t	14	14	6	2	1	0	2	7	3	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
	資源ごみ	t	2,408	2,459	2,256	2,354	2,185	2,030	2,072	2,044	2,055	2,061	2,133	2,188	2,243	2,304	2,354	2,384	2,411	2,446	2,465	2,491	2,512
	容器包装プラスチック	t	-	-	-	208	186	111	145	148	142	147	152	156	160	164	168	170	172	174	176	178	179
	不燃・資源ごみ	t	2,408	2,459	2,256	2,146	1,999	1,919	1,927	1,896	1,913	1,914	1,981	2,032	2,083	2,140	2,186	2,214	2,239	2,272	2,289	2,313	2,333
	家庭系	t	2,380	2,436	2,225	2,108	1,968	1,881	1,881	1,862	1,876	1,878	1,945	1,995	2,045	2,101	2,146	2,173	2,197	2,229	2,246	2,269	2,288
	収集(委託)	t	2,376	2,430	2,217	2,099	1,956	1,824	1,880	1,857	1,859	1,851	1,917	1,966	2,016	2,071	2,115	2,142	2,165	2,197	2,214	2,236	2,255
	直接搬入	t	4	6	8	9	12	57	1	5	17	27	28	29	29	30	31	31	32	32	32	33	33
	事業系	t	27	24	31	39	31	39	46	34	37	36	36	37	38	39	40	41	42	43	43	44	45
	管理者	t	27	24	31	39	31	39	46	34	37	36	36	37	38	39	40	41	42	43	43	44	45
	粗大ごみ	t	1,017	1,313	297	272	339	116	187	293	429	458	471	483	496	508	521	528	534	543	548	554	560
	収集	t	789	1,041	18	15	15	3	10	13	18	18	19	19	20	20	21	21	21	21	22	22	22
収集(委託)	t	724	1,032	18	15	15	3	10	13	18	18	19	19	20	20	21	21	21	21	22	22	22	
許可	t	65	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
直接搬入	t	227	272	278	257	324	113	177	281	411	440	452	464	476	488	500	507	513	522	526	532	538	
事業者	t	28	39	55	0	0	0	52	99	56	15	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	19	
住民	t	61	94	119	214	272	61	64	128	259	348	360	370	379	389	398	403	407	413	416	420	424	
管理者(市の公共施設(市立学校、保育園等))	t	56	21	13	12	11	20	7	7	29	30	30	31	32	33	34	35	35	36	37	37	37	
その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	82	118	91	31	41	32	54	47	67	47	47	48	49	51	52	53	54	56	56	57	58	
廃食用油 ※1ℓあたり0.9kgで換算	t	-	9	10	9	9	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
生活系	t	-	2	3	3	3	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
事業系	t	-	7	7	6	6	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(生活系)	ℓ	-	2	3	3	3	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(事業系)	ℓ	-	8	8	7	7	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集団回収量	t	311	318	418	445	468	344	466	533	454	436	452	463	475	488	498	505	510	517	521	527	531	
缶・びん	t	16	15	22	28	25	22	27	32	24	23	24	24	25	26	26	27	27	27	27	28	28	
缶	t	4	4	12	17	16	15	20	25	18	17	18	18	18	19	19	20	20	20	20	21	21	
スチール	t	0	0	4	7	6	7	8	11	6	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	
アルミ	t	4	4	8	10	10	8	12	14	12	12	13	13	13	13	14	14	14	14	14	15	15	
びん	t	12	11	10	11	9	7	7	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
びん(一升、ビール、ジュース、その他)	t	12	11	10	11	9	7	7	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
紙類	t	295	302	394	414	436	314	429	496	422	403	418	429	439	451	460	466	471	478	482	487	491	
新聞紙	t	181	180	226	226	233	135	205	241	212	201	208	214	219	225	229	233	235	238	241	243	245	
雑誌	t	63	68	88	100	104	65	81	82	75	78	81	83	85	87	89	90	91	93	93	94	95	
段ボール	t	51	54	80	88	99	114	143	173	135	124	129	132	135	139	142	143	145	147	148	150	151	
その他金属	t	0	1	1	1	2	5	5	3	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	
その他	t	0	0	1	2	5	3	5	2	4	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
各施設の搬入・搬出量	石巻広域クリーンセンター																						
	搬入量(焼却処理量)	t	12,072	12,183	10,254	10,288	9,983	10,853	10,257	10,394	10,741	11,078	11,348	11,651	11,953	12,289	12,553	12,741	12,916	13,132	13,261	13,418	13,562
	可燃ごみ	t	11,576	11,243	10,169	10,164	9,845	10,820	10,194	10,306	10,593	10,828	11,091	11,388	11,682	12,011	12,268	12,454	12,625	12,836	12,961	13,115	13,256
	可燃残渣	t	496	940	85	124	138	33	63	88	148	250	257	263	271	278	285	287	291	296	300	303	306
	可燃残渣(資源化工場より)	t	-	-	-	10	6	2	3	6	7	8	8	8	9	9	9	9	9	9	10	10	10
	可燃残渣(矢本RCより)	t	0	22	42	48	46	24	42	39	39	35	36	37	38	39	40	40	41	42	42	42	43
	可燃残渣(鳴瀬処分場 分別処理施設より)	t	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可燃残渣(鳴瀬処分場より)	t	153	916	43	66	86	7	18	43	102	207	213	218	224	230	236	238	241	245	248	251	253
	可燃残渣(矢本処分場より)	t	330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	搬出量	t	1,484	0	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	628	644	661	680	694	705	714	726	733	742	750
	焼却残渣	t	1,484	0	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	628	644	661	680	694	705	714	726	733	742	750
	焼却残渣(矢本処分場へ)	t	1,484	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	焼却残渣(東松島処分場へ)	t	-	-	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	628	644	661	680							



表 6-4 現状推移時及び施策実施時における将来ごみ発生量（2）

項目名 年度	単位 年度	実績											現状推移時の将来ごみ発生量									
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
矢本リサイクルセンター																						
搬入量	t	1,710	2,396	2,256	2,146	1,999	1,919	1,927	1,896	1,913	1,914	1,981	2,032	2,083	2,140	2,186	2,214	2,239	2,272	2,289	2,313	2,333
搬出量	t	1,710	2,396	2,256	2,146	1,999	1,919	1,927	1,896	1,913	1,914	1,981	2,032	2,083	2,140	2,186	2,214	2,239	2,272	2,289	2,313	2,333
資源化量	t	1,640	2,325	2,186	2,074	1,931	1,761	1,848	1,836	1,857	1,922	1,922	1,972	2,021	2,076	2,121	2,149	2,172	2,204	2,221	2,244	2,263
缶・びん	t	487	681	623	592	582	452	452	508	496	475	492	504	517	531	543	550	556	564	568	574	579
缶	t	150	211	200	201	183	170	141	138	90	170	176	180	185	190	194	197	199	202	203	205	207
スチール	t	111	156	149	148	135	103	79	75	47	82	85	87	89	92	94	95	96	97	98	99	100
アルミ	t	39	55	51	53	48	67	62	63	43	88	91	93	96	98	100	102	103	105	105	106	107
びん	t	337	470	423	391	399	282	311	370	406	305	316	324	332	341	349	353	357	362	365	369	372
生きびん	t	35	60	45	34	62	31	32	51	85	26	27	28	28	29	30	30	31	31	31	31	32
使い捨てびん	t	302	410	378	357	337	251	279	319	321	279	289	296	304	312	319	323	327	331	334	338	340
ペットボトル	t	88	116	115	113	114	101	118	119	111	115	119	122	125	129	131	133	135	136	138	139	140
ガラス・陶器類	t	46	94	79	76	79	82	74	61	62	70	72	74	76	78	80	81	82	83	84	85	85
紙類・衣類、衣類・布類	t	1,006	1,417	1,351	1,276	1,146	1,050	1,119	1,091	1,114	1,117	1,157	1,187	1,216	1,248	1,276	1,293	1,306	1,326	1,335	1,349	1,362
紙類	t	1,001	1,373	1,275	1,190	1,054	1,006	1,051	1,025	1,036	1,026	1,063	1,090	1,117	1,146	1,172	1,188	1,200	1,218	1,226	1,239	1,251
布類	t	5	44	76	86	92	44	68	66	78	91	94	97	99	102	104	105	106	108	109	110	111
その他金属類	t	-	-	-	-	-	67	59	56	58	66	68	70	72	74	75	76	77	78	79	80	80
有害ごみ	t	13	17	18	17	10	9	26	1	16	14	14	15	15	16	16	16	16	17	17	17	17
乾電池	t	10	13	14	13	10	0	23	0	14	12	12	13	13	14	14	14	14	15	15	15	15
蛍光灯	t	3	4	4	4	0	9	3	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
不燃残渣	t	70	49	28	24	22	134	37	21	17	22	23	23	24	25	25	25	26	26	26	27	27
不燃残渣(矢本処分場へ)	t	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(鳴瀬処分場へ)	t	0	46	8	9	10	125	14	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(東松島市処分場へ)	t	-	3	20	15	12	9	23	17	14	22	23	23	24	25	25	25	26	26	26	27	27
可燃残渣	t	0	22	42	48	46	24	42	39	39	35	36	37	38	39	40	40	41	42	42	42	43
可燃残渣(石巻広域Cへ)	t	0	22	42	48	46	24	42	39	39	35	36	37	38	39	40	40	41	42	42	42	43
矢本一般廃棄物最終処分場(H19.3に終了手続き済)																						
搬入量	t	2,427	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	t	758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収集	t	603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収集(委託)	t	545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
許可	t	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直接搬入	t	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者	t	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住民	t	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理者	t	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埋立ごみ	t	1,669	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼却残渣(石巻広域C)	t	1,484	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(矢本RC)	t	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
側溝汚泥	t	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬出量	t	758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化量	t	228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属(売払い)	t	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラスびん(矢本搬出)	t	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タイヤ他	t	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
可燃残渣(石巻広域Cへ)	t	330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(場内埋立)	t	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埋立量	t	1,869	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼却残渣(石巻広域C)	t	1,484	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(矢本RC)	t	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(搬入粗大ごみより)	t	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
側溝汚泥	t	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埋立量(一般廃棄物由来のみ)	t	1,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳴瀬一般廃棄物最終処分場(分別処理施設)																						
搬入量	t	698	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬出量	t	698	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化量	t	658	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
缶・びん	t	204	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
缶	t	73	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スチール	t	53	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミ	t	20	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
びん	t	131	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生きびん	t	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使い捨てびん	t	120	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペットボトル	t	25	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス・陶器類	t	21	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙類・衣類、衣類・布類	t	400	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙類	t	387	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
布類	t	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他金属類	t	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害ごみ	t	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乾電池	t	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蛍光灯	t	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
可燃残渣(石巻広域Cへ)	t	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(鳴瀬処分場へ)	t	27	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

各施設の搬入・搬出量

表 6-4 現状推移時及び施策実施時における将来ごみ発生量（3）

項目名 年度	単位 年度	実績											現状推移時の将来ごみ発生量										
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
各施設の搬入・搬出量	鳴瀬一般廃棄物最終処分場																						
	搬入量	t	355	1,513	334	309	375	241	205	380	526	461	520	532	545	557	570	577	583	592	597	603	609
	粗大ごみ	t	258	1,313	296	272	338	116	187	294	429	458	471	483	496	508	521	528	534	543	548	554	560
	収集	t	185	1,041	18	15	15	3	10	13	18	18	19	19	20	20	21	21	21	21	22	22	22
	収集(委託)	t	178	1,032	18	15	15	3	10	13	18	18	19	19	20	20	21	21	21	21	22	22	22
	許可	t	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	t	73	272	278	257	323	113	177	281	411	440	452	464	476	488	500	507	513	522	526	532	538
	事業者	t	1	39	55	0	0	0	52	99	56	15	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	19
	住民	t	18	94	119	214	272	61	64	128	259	348	360	370	379	389	398	403	407	413	416	420	424
	管理者	t	16	21	13	12	10	20	7	7	29	30	30	31	32	32	33	34	35	35	36	37	37
	その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	38	118	91	31	41	32	54	47	67	47	47	48	49	51	52	53	54	56	56	57	58
	埋立ごみ	t	97	200	38	37	37	125	18	86	97	3	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
	不燃残渣(分別処理施設より)	t	27	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不燃残渣(矢本リサイクルCより)	t	0	46	8	9	10	125	14	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	側溝汚泥	t	70	152	30	28	27	0	4	82	94	3	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
	搬出量	t	233	1,339	163	220	235	53	137	184	297	458	471	483	496	508	521	528	534	543	548	554	560
	資源化量	t	80	390	120	154	149	46	119	141	195	220	226	232	238	244	250	254	257	261	263	266	269
	金属(売払い)	t	78	361	51	68	66	30	53	60	86	101	104	107	110	112	115	117	118	120	122	122	123
	金属(矢本搬出)	t	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガラス瓶(矢本搬出)	t	0	10	1	0	0	8	8	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	タイヤ他	t	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイヤ(民間施設)	t	-	4	3	3	1	0	18	15	4	17	17	18	18	19	19	20	20	20	20	21	21
	刈草(民間施設)	t	-	-	-	-	-	-	-	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木くず(民間施設)	t	-	12	48	64	65	7	32	49	90	79	81	83	85	88	90	91	92	94	94	96	97
	廃プラ(民間施設)	t	-	2	16	19	17	1	8	8	14	21	22	22	23	23	24	24	25	25	25	25	26
	残渣焼却(石巻クイ-センターへ)	t	153	916	43	66	86	7	18	43	102	207	213	218	224	230	236	238	241	245	248	251	253
	残渣埋立(東松島処分場へ)	t	0	33	0	0	0	0	0	0	0	31	32	33	34	34	35	36	36	37	37	37	38
	埋立量	t	122	174	171	89	140	188	68	196	229	3	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
	不燃残渣(分別処理施設より)	t	27	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不燃残渣(矢本リサイクルCより)	t	0	46	8	9	10	125	14	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(不燃残渣のうち、一部を東松島処分場へ移動)	t	-	(33)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
残渣埋立(場内)	t	25	7	133	52	103	63	50	110	132	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
側溝汚泥	t	70	152	30	28	27	0	4	82	94	3	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	
埋立量(一般廃棄物由来のみ)	t	52	22	141	61	113	188	64	114	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東松島一般廃棄物最終処分場																							
搬入量(埋立量)	t	-	36	1,393	198	1,071	187	1,268	1,061	83	1,282	1,368	1,401	1,437	1,476	1,505	1,528	1,547	1,572	1,586	1,605	1,622	
焼却残渣(石巻広域Cより)	t	-	-	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	628	644	661	680	694	705	714	726	733	742	750	
不燃残渣(矢本リサイクルCより)	t	-	3	20	15	12	9	23	17	14	22	23	23	24	25	25	26	26	26	26	27	27	
不燃残渣(鳴瀬処分場より)	t	0	33	0	0	0	0	0	0	0	31	32	33	34	34	35	36	36	37	37	37	38	
焼却灰(石巻西部衛生Cより)	t	-	-	180	76	961	0	0	0	64	16	628	644	661	680	694	705	714	726	733	742	750	
側溝汚泥	t	-	-	93	107	98	0	60	17	5	76	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	
埋立量(一般廃棄物由来のみ)	t	-	36	1,120	15	12	187	1,208	1,044	14	1,190	683	700	719	739	754	766	776	789	796	806	815	
処理量	焼却処理量	t	12,072	12,183	10,254	10,288	9,983	10,853	10,257	10,394	10,741	11,078	11,348	11,651	11,953	12,289	12,553	12,741	12,916	13,132	13,261	13,418	13,562
	資源化量	t	2,917	3,101	2,734	2,880	2,736	2,260	2,578	2,655	2,644	2,655	2,747	2,818	2,888	2,966	3,031	3,072	3,105	3,150	3,174	3,208	3,235
	容器包装プラスチック	t	-	-	-	198	179	109	142	142	135	139	144	148	151	155	159	161	163	165	166	168	169
	缶・びん	t	707	707	645	620	607	474	479	540	520	498	516	528	542	557	569	577	583	591	595	602	607
	ペットボトル	t	113	118	115	113	114	101	118	119	111	115	119	122	125	129	131	133	135	136	138	139	140
	ガラス・陶器類	t	67	101	79	76	79	82	74	61	62	70	72	74	76	78	80	81	82	83	84	85	85
	紙類	t	1,683	1,712	1,669	1,604	1,490	1,320	1,480	1,521	1,458	1,429	1,481	1,519	1,556	1,597	1,632	1,654	1,671	1,696	1,708	1,726	1,742
	衣類・布類	t	18	46	76	86	92	44	68	66	78	91	94	97	99	102	104	105	106	108	109	110	111
	その他金属類	t	0	1	1	1	2	72	64	59	62	70	72	74	76	78	80	81	82	83	84	85	85
	有害ごみ	t	21	17	18	17	10	9	26	1	16	14	14	15	15	16	16	16	16	17	17	17	17
	その他	t	0	0	1	2	5	3	5	2	4	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	粗大ごみ	t	308	390	120	154	149	46	119	141	195	220	226	232	238	244	250	254	257	261	263	266	269
	廃食油	t	-	9	10	9	9	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	焼却施設資源化量	t	371	448	264	251	253	84	414	437	358	337	345	354	364	374	382	388	393	399	403	408	413
	スラグ	t	329	402	229	218	216	48	360	399	324	297	304	312	320	329	337	342	347	352	356	360	364
	有価物(金属)	t	35	38	29	28	31	32	45	33	28	33	34	35	36	37	37	38	38	39	39	40	40
	有価物(アルミ)	t	7	8	6	5	6	4	9	5	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	9
	リサイクル量	t	3,288	3,549	2,998	3,131	2,989	2,344	2,992	3,092	3,002	2,992	3,092	3,172	3,252	3,340	3,413	3,460	3,498	3,549	3,577	3,616	3,648
	最終処分場への搬入量(石巻西部衛生Cの焼却灰、側溝汚泥を除く)	t	1,806	58	1,261	76	125	375	1,272	1,158	149	1,190	683	700	719	739	754	766	776	789	796	806	815
	矢本一般廃棄物最終処分場	t	1,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鳴瀬一般廃棄物最終処分場	t	52	22	141	61	113	188	64	114	135	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東松島一般廃棄物最終処分場	t	-	36	1,120	15	12	187	1,208	1,044	14	1,190	683	700	719	739	754	766	776	789	796	806	815
	最終処分場への搬入量(石巻西部衛生Cの焼却灰、側溝汚泥を除く)	t	1,806	58	1,261	76	125	375	1,272	1,158	149	1,190	683	700	719	739	754	766	776	789	796	806	815
	焼却残渣(石巻広域Cより)	t	1,484	0	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	628	644	661	680	694	705	714	726	733	742	750
	不燃残渣	t	322	58	161	76	125	197	87	131	149	53	55	56	58	59	60	61	62	63	63	64	65
最終処分量(焼却残渣は焼却処理量に基づく按分)	t	857	618	604	496	536	774	903	766	736	666	683	700	719	739	754	766	776	789	796	806	815	
焼却残渣(石巻広域Cより)	t	535	560	443	420	411	577	816	635	587	613	628	644	661	680	694	705	714	726	733			

表 6-4 現状推移時及び施策実施時における将来ごみ発生量（4）

項目名		単位	実績										現状推移時の将来ごみ発生量										
年度		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
ご 各 指 処 標 理 の	1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	971	969	835	845	820	900	884	905	933	953	976	995	1,015	1,034	1,053	1,074	1,094	1,115	1,135	1,155	1,173
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	834	832	693	702	676	682	704	724	740	750	775	790	805	820	835	850	864	879	893	907	920
	1日当たり事業系ごみ排出量	kg/日	5,912	5,962	6,137	6,137	6,192	8,820	7,230	7,219	7,682	8,014	7,971	8,210	8,441	8,664	8,878	9,083	9,279	9,465	9,641	9,809	9,967
	焼却処理率	%	79	79	78	78	78	82	79	79	79	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	資源化率	%	19	20	21	22	21	17	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	リサイクル率	%	21	23	23	24	23	18	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
最終処分率	%	6	4	5	4	4	6	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

表 6-5 施策実施時における将来ごみ発生量（1）

項目名	単位	施策実施時の将来ごみ発生量											
		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	
年度	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
人口	人	39,740	39,980	40,220	40,460	40,700	40,480	40,260	40,040	39,820	39,600	39,380	
排出状況	総排出量	t	14,157	14,053	13,946	13,875	13,726	13,460	13,196	12,969	12,674	12,146	
	(総排出量(集団回収量除く))	t	(13,709)	(13,583)	(13,454)	(13,361)	(13,190)	(12,900)	(12,647)	(12,429)	(12,146)	(11,899)	
	(家庭系ごみ)	t	(11,248)	(11,270)	(11,290)	(11,339)	(11,323)	(11,183)	(10,927)	(10,701)	(10,419)	(10,169)	
	(事業系ごみ)	t	(2,909)	(2,783)	(2,656)	(2,536)	(2,403)	(2,277)	(2,269)	(2,268)	(2,255)	(2,247)	
	可燃ごみ	t	11,120	10,991	10,860	10,763	10,591	10,303	10,101	9,926	9,701	9,504	
	家庭系	t	8,262	8,256	8,251	8,271	8,229	8,066	7,872	7,698	7,486	7,296	
	収集(委託)	t	8,242	8,236	8,231	8,251	8,210	8,047	7,853	7,680	7,468	7,279	
	直接搬入	t	20	20	20	20	19	19	19	18	18	17	
	事業系(管理者含む)	t	2,858	2,735	2,609	2,492	2,362	2,237	2,229	2,228	2,215	2,208	
	許可業者	t	2,122	2,031	1,937	1,850	1,754	1,662	1,656	1,655	1,645	1,640	
	直接搬入	t	729	697	665	635	602	570	568	568	565	563	
	管理者(市の公共施設(市立学校、保育園等))	t	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	
	官公庁	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業系産廃	t	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	
	資源ごみ	t	2,116	2,122	2,128	2,134	2,140	2,147	2,105	2,069	2,021	1,980	
	容器包装プラスチック	t	151	160	169	178	187	194	193	192	191	190	
	不燃・資源ごみ	t	1,965	1,962	1,959	1,956	1,953	1,953	1,912	1,877	1,830	1,790	
	家庭系	t	1,929	1,928	1,926	1,925	1,924	1,925	1,884	1,849	1,802	1,762	
	収集(委託)	t	1,901	1,900	1,898	1,897	1,896	1,897	1,857	1,822	1,776	1,737	
	直接搬入	t	28	28	28	28	28	28	27	27	26	25	
	事業系	t	36	34	33	31	29	28	28	28	28	28	
	管理者	t	36	34	33	31	29	28	28	28	28	28	
	粗大ごみ	t	470	467	463	461	456	447	438	431	421	412	
	収集	t	18	18	18	18	18	18	17	17	17	16	
	収集(委託)	t	18	18	18	18	18	18	17	17	17	16	
	許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直接搬入	t	452	449	445	443	438	429	421	414	404	396	
	事業者	t	15	14	14	13	12	12	12	12	12	11	
	住民	t	358	356	353	353	349	342	335	330	321	316	
	管理者(市の公共施設(市立学校、保育園等))	t	31	31	30	30	30	29	29	28	28	27	
	その他(地域清掃ごみ、不法投棄回収ごみ等)	t	48	48	48	47	47	46	45	44	43	42	
	廃食油 ※1ℓあたり0.9kgで換算	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	生活系	t	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	事業系	t	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(生活系)	ℓ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(事業系)	ℓ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	集団回収量	t	448	470	492	514	536	560	549	540	528	517	
	缶・びん	t	24	25	26	27	28	30	29	28	28	27	
	缶	t	18	18	19	20	21	22	21	21	21	20	
	スチール	t	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	
	アルミ	t	13	13	13	14	15	16	15	15	15	14	
	びん	t	6	7	7	7	7	8	8	7	7	7	
	びん(一升、ビール、ジュース、その他)	t	6	7	7	7	7	8	8	7	7	7	
	紙類	t	414	435	454	475	496	517	507	500	488	478	
新聞紙	t	207	217	226	237	247	258	253	249	244	238		
雑誌	t	80	84	88	92	96	100	98	97	94	93		
段ボール	t	127	134	140	146	153	159	156	154	150	147		
その他金属	t	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5		
その他	t	6	6	7	7	7	8	8	7	7	7		
各施設の搬入・搬出量	石巻広域クリーンセンター												
	搬入量(焼却処理量)	t	11,376	11,247	11,115	11,018	10,843	10,552	10,345	10,165	9,935	9,733	
	可燃ごみ	t	11,120	10,991	10,860	10,763	10,591	10,303	10,101	9,926	9,701	9,504	
	可燃残渣	t	256	256	255	255	252	249	244	239	234	229	
	可燃残渣(資源化工場より)	t	8	9	9	10	10	11	11	10	10	10	
	可燃残渣(矢本RCより)	t	36	36	36	36	36	36	35	34	33	32	
	可燃残渣(鳴瀬処分場 分別処理施設より)	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	可燃残渣(鳴瀬処分場より)	t	212	211	210	209	206	202	198	195	191	186	
	可燃残渣(矢本処分場より)	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	搬出量	t	629	622	615	609	600	584	572	562	549	538	
	焼却残渣	t	629	622	615	609	600	584	572	562	549	538	
	焼却残渣(矢本処分場へ)	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	焼却残渣(東松島処分場へ)	t	629	622	615	609	600	584	572	562	549	538	
	資源化工場												
	搬入量	t	151	160	169	178	187	194	193	192	191	190	
容器包装プラスチック	t	151	160	169	178	187	194	193	192	191	190		
搬出量	t	151	160	169	178	187	194	193	192	191	190		
資源化量	t	143	151	160	168	177	183	182	182	181	180		
可燃残渣(石巻広域Cへ)	t	8	9	9	10	10	11	11	10	10	10		





表 6-5 現状推移時及び施策実施時における将来ごみ発生量（4）

項目名 年度	単位 年度	施策実施時の将来ごみ発生量											
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
ごみ 各 指 処 理 標 の	1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	976	963	950	937	924	911	898	885	872	859	845
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	775	772	769	766	762	757	744	730	717	704	689
	1日当たり事業系ごみ排出量	kg/日	7,971	7,624	7,277	6,930	6,583	6,237	6,217	6,197	6,177	6,157	6,137
	焼却処理率	%	80	80	80	79	79	78	78	78	78	78	78
	資源化率	%	19	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21
	リサイクル率	%	22	22	22	23	23	24	24	24	24	24	24
	最終処分率	%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

# — 用語集 —





用語	意味
一般廃棄物	<p>一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。本計画では、一般廃棄物を家庭から排出される可燃ごみや資源ごみといった「家庭系ごみ」とオフィスや飲食店等の事業者から排出される「事業系ごみ」に分類している。</p>
合併処理浄化槽	<p>トイレの汚水と台所や風呂から出される生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。</p> <p>トイレの汚水のみを処理する単独処理（みなし）浄化槽に比べて、河川等、公共用水域の水質汚濁の軽減に効果がある。</p>
環境衛生推進員（東松島市）	<p>市民の衛生思想高揚を図り、健康で文化的な生活環境を築くため、市長から委嘱された者。</p> <p>行政区において清掃事業の円滑な推進を図るための協力や住民指導等の職務を行い、衛生行政に協力している。</p>
汲み取り便槽（便所）	<p>排泄物を便槽に貯留し、後から貯留された汚物を汲み取る便所。公衆衛生の向上、下水道整備や浄化槽の設置により減少している。</p>
公共用水域	<p>水質汚濁法第2条第1項において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。下水を処理する終末処理場を有する下水道は除く。</p>
ごみ非常事態宣言（東松島市）	<p>施設の処理能力を超える可燃ごみの搬入が続き、施設での安定処理に支障を来すおそれがあったことから、平成19年11月に「ごみ非常事態宣言」を行い、ごみ排出量の減量を市民に呼び掛けたもの。</p>
戸別収集	<p>自宅門口（集合住宅の場合は1階共用出入り口）での収集。本市の場合、申込みによる粗大ごみの収集が該当する。</p>
産業廃棄物	<p>事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他政令で定める廃棄物。</p> <p>排出事業者処理責任がある。</p>
循環型社会	<p>製品の再生利用や再資源化などを進めて、新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。</p>
循環資源	<p>廃棄物等のうち、有用なもの。</p>
集団回収	<p>町内会やPTA等の地域団体が自主的に資源物を回収する取り組み。</p> <p>本市では集団回収を実施した団体に回収した量に応じて奨励金を交付している。</p>

用語	意味
食品ロス	売れ残りや食べ残し等、また食べられるのに捨てられている食べ物をいう。
水平リサイクル	リサイクル方法のひとつ。元の製品と同じ用途に再生利用すること。 (例) アルミ缶からアルミ缶
ステーション方式	ごみの回収拠点を設け、決められた拠点に各家庭からごみや資源物を持ち出し、それらを塵芥車等で集める方式。
スラグ (溶融スラグ)	廃棄物の焼却灰を高温で溶融して生成されるガラス状の固化物。一定の基準に適合したものは、土木建築資材として使われる砂の代わりに利用できる。
<small>スリーアール</small> 3 R (リデュース・リユース・リサイクル)	循環型社会を目指すためのキーワード。 廃棄物の発生抑制 Reduce (リデュース)、再使用 Reuse (リユース)、再生利用 Recycle (リサイクル) の頭文字 R を表すもの。
生活排水	し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいう。 「生活排水」のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。
単独処理 (みなし) 浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽。 生活雑排水は処理されないまま公共水域に流され、水質汚濁の原因の一つとなっているため、平成 13 年の法律改正で単独処理 (みなし) 浄化槽の新設は禁止されている。
<small>ちゅうがい</small> 厨芥	野菜くずや食べ残り等の生ごみをいう。
バイオマス資源	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。家畜排泄物や食品廃棄物等の廃棄物系資源、稲わらや間伐材等の未利用資源、なたね、トウモロコシ等の資源作物がある。
<small>ひばい</small> 飛灰 (溶融飛灰)	廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんをいう。 鉛・亜鉛・銅等の重金属が高濃度で含まれている。
<small>りゅうどくしょうしき</small> 流動床式ガス化溶融炉	流動床炉と旋回流溶融炉で構成。ガス化炉でごみを熱分解させ可燃性ガス、未燃分、灰に分解し、旋回流溶融炉では可燃性ガス、未燃分を完全燃焼させる。灰は溶融しスラグを回収する。



# 一人ひとりが取組む 資源循環のまち 東松島



## 東松島市

一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）

発行 宮城県東松島市

編集 市民生活部 環境課

住所 〒981-0503 東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電話 0225-82-1111（代表）

URL <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>